○厚生労働省令第八号

薬事 法及び薬剤師法 の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第百三号)及び薬事法施行令の一部を改正

する政令 (平成二十六年政令第二十五号) 0) 施行 に伴い、 並 び に薬事 法 (昭 和三十五年法律第 百四 十五 号)

及び薬事 法施行令 (昭和三十六年政令第十一号) の規定に基づき、 並びに同法及び同令を実施するため、 薬

事法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法施行規則等の一部を改正する省令

(薬事法施行規則の一部改正)

第 条 薬事 法 施行規 則 昭 和三十六年厚生省令第一号)の一 部を次のように改正する。

目 次 中 「第二 一百四十. 九条の五」を 「第二百四十九条の六」 に改める。

第一条第一項及び第二項を次のように改める。

薬事法 (以下「法」という。 第四条第二項の申請書は、 様式第一によるものとする。

- 2 法第四条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおりとする。
- 申 · 請 者 申 請者が法人であるときは、 その業務を行う役員を含む。) が 法第五条第三号イからハま

で及びニ (麻薬、 大麻、 あ へん又は覚 醒 剤 の中 毒者に係る部分を除く。 に該当するか 否か \mathcal{O} 別

- 二 通常の営業日及び営業時間
- 三 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先
- 兀 特定販 売 (その薬局 又は店舗 に おけるその薬 局 又は店舗以外の 場所にいる者に対する一般用 医薬品

又は 薬 局 製 造)販売 医 薬 品 (毒: 薬 及 Ţ 劇 察薬であ るもの を除く。 第四 項第二号ホ及び第十五 条の六に お

て同じ。)の販売又は授与をいう。以下同じ。)の実施の有無

第一 条第四 項を同条第八項とし、 同条第三項中 「都道府 県 知 事 の下に「 (その所在地 が保健所を設置

する市 又は特別 別 区 . (7) 区 域に、 ある場合に お 1 ては、 市長又は区長)」 を加え、 「前項第三号」 を 「第五 |項第

- 九号」 に改 め、 同 項を同り 条第七項とし、 同 条第二項 \mathcal{O} 次に 次の四 項 を加える。
- 3 法第四条第三項第四号イの厚生労働省令で定める区分は、 薬局医薬品 (薬局製造販売医薬品を除く。 次のとおりとする。

- 薬局製造販売医薬品
- 三 要指導医薬品
- 匹 第一 類 医 |薬品

五. 指定第二 類医薬品 (第二 類医薬品のうち、 特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する

ものをいう。 以下同じ。)

六 第二類 医薬品 (指定第二 類医薬品を除く。 次項第二号ハ及び第十五条の六第三号において同じ。

七 第三類 医 薬品

4

法第四条第三項第四号ロの厚生労働省令で定める事項は、

次のとおりとする。

特定販売を行う際に使用する通信手段

1 第一 類医薬品

次のイ

からホまでに掲げる特定販売を行う医薬品の区分

口 指定第二類医薬品

第二 類医薬品

二 第三類医薬品

木 薬局製造販売医薬品

 \equiv 特定販売を行う時 間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間

兀 特定販売を行うことについての広告に、 法第四条第二 項の申請書に記載する薬局 0 名称と異なる名

がある場合はその時間

称を表示するときは、その名称

五. 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、 主たるホー ムページア

ドレス及び主たるホームページの構成の概要

六 都道府県知事 (その所在地が地 域 保健法 (昭和二十二年法律第百一号) 第五条第一項の政令で定め

る市 (以 下 「保健所を設置する市」という。) 又は特別区の区域にある場合においては、 市長又は 区

長。 第六項、 第六条及び第十五 条の六第四号にお いて同じ。) 又は厚生労働大臣が特定販売 \mathcal{O} 実 施方

法に 関する適切な監督を行うために必要な設 備 の概要 (その薬局 の営業時間のうち特定販売の みを行

う時間がある場合に限る。)

法第四条第三項第五号の厚生労働省令で定める書類は、 次に掲げるとおりとする。

5

法人にあつては、 登記 事 項証 前 書

薬 局 の管 理者 (法第七 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によりその薬局を実地に管理する薬局開設者を含む。

除き、 以 下 同 ľ \mathcal{O} 週 当たり 勤 務 嵵 間 数 週 間 当た ŋ \mathcal{O} 通 常常 \mathcal{O} 勤 務 時 間 数 を 1 う。 以下 同

並 び)に薬: 剤 師 名 簿 の 登 録 番号及 び 登録 年 月 日 を 記 載 L た 書

類

法第七条第一 項ただし 書又は第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 薬 局 の管理者を指定してその薬局を実地に管理 \overline{z}

せる場合に にあって、 は、 そ \mathcal{O} 薬 局 の管 理 者 \mathcal{O} 雇 用契約 書 \mathcal{O} 写 Ĺ その 他 申 請 者 \mathcal{O} そ 0 薬 局 \mathcal{O} 管 理者 12 対 す

る使用 関 係 を証 す る 書 類

兀 薬 局 \mathcal{O} 管 理者 以外 に そ \bar{O} 薬局 におい て薬事 に関する実務に従事する薬剤師又は 登録販売者を置 < 場

合にあ つて は、 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 薬剤 師 文は 登録 販売者 0 別、 週当たり勤 務時 間 数並 びに薬剤師 名 簿 \mathcal{O} 登 録 番 号及

び 登録 年 月 日 又 は法第三十六条 \mathcal{O} 八第二 項 \mathcal{O} 規定に よる登録 以 下 販販 売 従 事 予登録」 とい う。 0) 登

録 番号 及 び 登録 年 月 日 を 記 載 L た 書 類

五. 薬 高 の管 理者: 以外にその 薬局 に お į, て薬事に関する実務に従事する薬剤師 又は 登録 販売者を置く場

合にあつて は、 その 薬剤師 又は 登録 販売者 \mathcal{O} 雇 用 契約書 の写しその他 申 -請者 \mathcal{O} その薬剤師 又は 登 録 販

売者に対する使用関係を証する書類

六 日平 均 取扱! 処方箋数 (薬局 並 びに店舗 販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 (昭

和三十 九年 厚生省令第三号) 第一 条 第 項第二号に規定する一 日平均 取 扱処方箋数を 1 . う。 以下 同

。)を記載した書類

七 放射性医薬品 (放射性医薬品 の製造及び取扱規則 (昭和三十六年厚生省令第四号) 第一条第一号に

規定する る放射性 医薬品 をいう。 以下同じ。) を 取 り扱おうとするとき(厚生労働大臣 が定める 数量 又

は濃 度以 下 \mathcal{O} 放 射 性 医 薬 品 を取 り扱おうとするときを除く。) は、 放射 性 医 薬品 \mathcal{O} 種 類 及 び 放 射 性 医

薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類

八 その薬局 において医薬品の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、 その業務の種類を記 載

した書類

九 申 請 者 申 請 者が 法人であるときは、 その業務を行う役員。 以下この号に おお れいて同じ ľ に 係 る 精

神 \mathcal{O} 機 能 の障 害又は申請者が麻薬、 大麻、 あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかない かに関する医

師の診断書

法第四条第三項各号に掲げる書類のうち、 法の規定による許可等の申請又は届出 (以 下 「申請等の行

6

為」という。) の際当該申請書の提出先とされてい る都道府県知事に提 出され、 又は当該都道 府県 知 事

を経 由 して厚 上生労働-大臣 に 提出され たものに つい ては、 当該 申請書にその旨が付記されたときは、 添付

を要しないものとする。

第六条中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改める。

第七条第二号中 「開設者」 を 「薬 局開設者」 に改め、 同条第八号から第十号までを削 り、 同条第七号中

「あ わ せ を 併 せ に改 め、 同号を同条第十号とし、 同条第六号を同条第九号とし、 同条第一 五号を同 条

第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 一日平均取扱処方箋数

第七 条第四 | 号中 週間 当た んりの 通 常の 勤 務時 間 数 (以 下 「週当たり勤務 時 間 数」という。 を 「 週

当たり 勤 務時 間 数 に 改め、 同 景を同条第六号とし、 同条第三号の次に次の二号を加える。

四 通常の営業日及び営業時間

五 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

第七条に次の二号を加える。

+ 当該薬局において販売し、 又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分

十二 当該 薬 局に お ** \ て特定販売を行うときは、 第 条第四 項各号に掲げる事 項 (主たるホ ームペ ージ

 \mathcal{O} 構 成 \mathcal{O} 概要を除く。 第十六条の二第一項第三号において同じ。)

第七条の次に次の一条を加える。

(法第四条第五項第四号イ及びロの厚生労働省令で定め

第七 A 条 *⊙* 法第四 **1条第** 五 項第四号 1 O厚生労働省令で定め る期 間 は、 次の各号に掲げる医薬品 の 区 一分に

る期間

応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

法第十四条の 四第一項第一号に規定する新 医薬品 法第十四条の四第一項第一 号に規定する調 査期

間 同 条第二項の 規定に よる延長が行わ れたときは、 その 延 長 後 \mathcal{O} 期間

法第七· + -九条第 項 \mathcal{O} 規定に基づき、 製造 販 売 \mathcal{O} 承 認 の条件として当該承認を受けた者に対 製造

準に関する省令 販売後の安全性に関する調査 (平成十六年厚生労働省令第百三十五号) (医薬品、 医薬部外品、 化粧 第二条第三項に規定する市販直後調 品及び医療機器の製造販売後安全管理 査を除 \mathcal{O} 基

を実施する義務が課せられている医薬品 製造販売の承認の条件として付された調 査期間

法第四条第五 項第四号口 \mathcal{O} 厚生労働省令で定める期間 は、 同号ロに掲げる医薬品と有効成分、 分量

2

用 法、 用 量 効能、 効果等が 同 性を有すると認められた同号イに掲げる医薬品 に係る前項各号 \mathcal{O} 期 間

の満了日までの期間とする。

第十一条の六の次に次の五条を加える。

(薬局開設者の遵守事項)

第十一 条の七 法第. 九条第 項の厚生労働省令で定める薬局開設者が遵守すべき事項は、 次条から第十五

条の十までに定めるものとする。

(薬局における調剤)

第十一 条 の人 薬局 開設者 は、 その薬局で調剤 に従事する薬剤師でない者に販 売又は授与の 目的 で 調 剤さ

せ て はならな ただ し、 高度な無菌 製剤処理を行うことができる作業室 (以 下 「無菌 調 剤室」 とい う

を有する薬局 の薬局 開 設者が、 無菌 調剤室を有しない薬局 の薬局開設者から依頼を受けて、 当該 無

調剤室を有しない薬局 で調剤に従事する薬剤師に、 当該 無菌 調剤室を利用 た無菌製剤処理を行 わ せ

菌

るときは、この限りでない。

2 前項ただ L 書の 場合に お 7 ては、 当 該 5無菌 調 剤室を有しない 薬局 \mathcal{O} 薬 局 開 設者は、 当 該 無菌 調 剤室を

有 しな 7 薬 局 で調 剤 に 従 事 す る薬 剤 師 \mathcal{O} 行う無 菌 製 剤 処 理 \mathcal{O} 業務 に 係 る適 正 な管 理 を 確 保 す るため、 事

前 に、 該 無 菌 調 剤室を有する薬 局 \mathcal{O} 薬 局 開 設 者 \mathcal{O} 協 力を得 て、 指 針 \mathcal{O} 策定、 当該 薬剤師 に 対す る研 修

の実施その他必要な措置を講じなければならない。

第十一 条の 九 薬局 開 一設者 は、 医師、 歯 科 医 師 又 は 獣 医 師 \mathcal{O} 処方箋によらない場合には、 その 薬 局

に 従 事 す る 薬 剤師 に 販 売 又 は 授与 \mathcal{O} 目 的 で 調 剤さ せ て はなられ な

2 薬 局 開 設 者は、 処方箋に 記載され た医薬品につき、 その処方箋を交付した医師、 歯科 医 師 又 は獣 医 師

 \mathcal{O} 同 意を得た場合を除き、 その 薬局 で調 調剤に従 事する薬剤 師 にこれを変更して調剤させてはならな

第十 条 の 十 薬 局 開 設者 は、 その 薬 局 で 調 剤 に 従 事 す る薬剤 師 が 、処方箋-中 に 疑 わ L 1 点 が あると認 8

場 には、 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 薬 局 で 調 剤 に 従事 す る薬剤師をして、 その 処方箋を交付 た 医 師 歯 科 医 師 又 は 獣 医 師

に · 問 1 合わ せて、 その疑わ しい 、点を確 カ めた後でなければ、 これによつて調剤させてはならない。

第十一 条の十 薬局 開 設者 は、 調 剤 0 求 8 が あ つた場合には、 その 薬 局 で調 剤に従事する薬剤師 にその

で

調

剤

薬局で調剤させなければならない。 ただし、 正当な理由がある場合には、 この限りでな

第十四条の見出し及び同 条第一項第三号中 「譲受」を 「譲受け」 に改め、 同条第二項中 前 項」 を 「第

項」 に改め、 「三年間」 \mathcal{O} 下に 前 項 \mathcal{O} 書 面 を記 載 \mathcal{O} 日 か ら二年間」 を加 え、 同 項 を 同 条第三項とし

、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 薬局開設者は、 薬局 医 1薬品、 要指導医薬品又は第一 類医薬品 (以下この項にお いて 「薬局医薬品等」

という。 を販売 Ļ 又は授与したときは、 次に掲げる事項を書 面に記載しなければならない。

一品名

二数量

三 販売又は授与の日時

匹 販売 又は授 与し た薬剤に 師 0 氏 名並 一びに法第三十六条 \mathcal{O} 匹 第 項若しくは第三十六条の六 第 項

 \mathcal{O} 規定に ょ る情 報 \mathcal{O} 提 供 及び指導 又は法第三十六条の十 第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による情 報 \mathcal{O} 提 供 いを行 0 た薬剤

師の氏名

五. 薬局 医薬 品等を購入し、 又は 譲り受けようとする者が、 法第三十六条の 兀 第 項若しくは第三十六

条の六第 項の規定による情報 の提供及び指導の内容又は法第三十六条の十第一 項の規定による情報

の提供の内容を理解したことの確認の結果

第十四条に次の二項を加える。

4 薬局 開 設者 は、 第 二類 医 |薬品| 又は第三 類医薬品を販売し、 又は授与したときは、 次に掲げる事項を書

面に記載し、これを保存するよう努めなければならない。

品名

数

量

三 販売又は授与の日時

兀 販売し、 又は授与し た薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第三項の規定による情報

の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名

五. 第二 類 医 薬品、 を購 入し、 又は 譲 り受けようとする者が、 法第三十六条の十第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による情報

の提供の内容を理解したことの確認の結果

5

薬局 開 設者は、 医薬品 を販売し、 又は授与したときは、 当該 医薬品を購入し、 又は 譲 り受けた者 の連

絡先 元を書 面 に 記載し、 これを保存するよう努めなければならない。

第十四条の二から第十五条の十一までを次のように改める。

(薬局医薬品の貯蔵等)

第十四 条の二 薬局 開 設者 は、 薬局 医薬品を調 剤 室 (薬局等 構 造設備 規 則 韶 和三十六年厚生省令第二

第一条第 項第九号に規定する調剤室をいう。) 以 外 の場所に貯蔵し、 又は 陳列してはならな た

だし、 要指 導 医 薬 品 又 は 般 用 医薬品 を通常陳 列 Ļ 又は交付する場 所以: 外 \mathcal{O} 場 所 に貯 蔵 する場合は

この限りでない。

(医薬品を陳列する場所等の閉鎖)

第十 四条の三 薬局 開 設者 は 開 店 時 間 (営業時 間 のうち特定販売 のみを行う時 間を除 いた時間 を いう。

以下同じ。) のうち、 要指 導医 薬 品 又 は 般 用 医 薬品を販 売 Ļ 又 は 授与 L な 1 時 間 は 要指 導 医 薬 品品

又は 般 用 医 薬品 を 通 常 陳 列 又 は 交付 す る場 所 を閉 鎖 L な け れ ば はなら な V

2 薬局 開 設 と者は、 開 店 時 間 のうち、 要指導医薬品 又は 第 類 医 薬品 を販売 又は授与しない 時 間 は、

要指導医薬 品品 陳列 区 画 (薬局等構 造 設備 規則第一 条第一 項第十号 口 に規定する要指 導 医 薬品 陳 列 区 画 を

いう。 以下同じ。)又は第一類医薬品陳列区画 (同項第十一号ロに規定する第一類医薬品陳列区画をい

う。 以下同じ。) を閉鎖しなければならない。 ただし、 鍵をかけた陳列設備 同 項第十号イに規定する

陳 列 一設備、 を いう。 以下同 ľ, に要指導医薬品 三又は第 類医 薬品を陳列 L てい る場合は、 この 限 りでな

\ <u>`</u>

(薬局における従事者の区別)

第十五条 薬局 開設者 は、 薬剤師、 登録販売者又は 一般従事者 (その薬局 にお いて実務に従事する薬剤師

又 は 登録 販売者以 外 の者をいう。 第十五 条の 八第 項にお 7 て 同 じ。) であることが容易に 判 別 できる

ようその薬局に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

(濫用等のおそれのある医薬品の販売等)

第十五条の二 薬局 開 設者 は、 薬 局 製造販売医薬品 又は 般用 医薬品 のうち、 濫 用等 Ò お そ れが あ るも Ŏ

て厚生労働大臣 が指定するも $\overline{\mathcal{O}}$ (以 下 濫 用 等 0 おそ れ 0 ある医薬品」 という。) を販売 又は

授与するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

当該薬局 にお いて医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師 又は登録 販売者に、 次に掲げる事項を確

認させること。

1 当該 医薬品を購入し、 又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、 当該者の氏名

及び年齢

口 当該 医 薬品を購入し、 又は 譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者 の他 0 薬

局 開設者、 店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外 の濫用等の おそれ

のある医薬品の購入又は譲受けの状況

ハ 当該 医 薬品 を購入し、 又は 譲 り受けようとする者が、 適正な使用 のために必要と認められる数量

を超えて当該医薬品を購入し、 又は譲り受けようとする場合は、 その理由

二 その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な

事項

当該薬! 局 において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、 前号の規定により確

認した事項を勘案し、 適正な使用のために必要と認められる数量に限り、 販売し、又は授与させるこ

کی

(使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止)

第十五 一条の三 薬局 開設者は、 その直: 接の 容器又は 直 接 の被包に表示された使用の期限を超過した医薬品

を、 正 当な 理 由 なく、 販 売 し、 授与し、 販売若しくは授与 \mathcal{O} 目的 いで貯蔵 Ļ 若しくは陳列 Ļ 又は 広告

してはならない。

(競売による医薬品の販売等の禁止

第十五条 \mathcal{O} 匹 薬局 開設者は、 医薬 品 を競 売に付してはならない。

(薬局における医薬品の広告)

第十五条の五 薬局 開設者は、 その 薬局において販売し、 又は授与しようとする医薬品について広告をす

るときは、 当該 医薬品を購入し、 若しくは譲り受けた者又はこれらの者によつて購入され、 若しくは 譲

り受けら れた 医薬品 を使用 した者による当該 医薬品 に関 する意見その他 医 薬品 \mathcal{O} 使用 が .不適 正 な ŧ 0

なるおそれのある事項を表示してはならない。

2 薬局 開 設者は、 医薬品 の購 入又は 譲受けの履 歴、 ホ | ムペ ージ の利用 の履歴その他 の情報に基づき、

自 動 的 に特定 の医薬品 の購入又は 譲受けを勧 誘する方法その 他医薬品 の使用が 不適正なものとなるおそ

れのある方法により、医薬品に関して広告をしてはならない。

(特定販売の方法等)

第十五条の六 薬局開設者は、 特定販売を行う場合は、 次に掲げるところにより行わなければならない。

当該薬局 に貯蔵し、 又は陳列している一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売し、 又は授与す

ること。

特定販売を行うことについて広告をするときは、 インターネットを利用する場合はホームページに

その他 の広告方法を用いる場合は当該広告に、 別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報を、 見

やすく表示すること。

三 特定販売を行うことについて広告をするときは、 第一 類医薬品、 指定第二類医薬品、 第二類医薬品

第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示すること。

兀 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、 都道府県知事及び厚生

労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

(指定第二類医薬品の販売等)

第十五条の七 薬局開設者は、 指定第二類医薬品を販売し、 又は授与する場合は、 当該指定第二類医薬品

を購入し、 又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の六に掲げる事 項を確実に認識できるように

するために必要な措置を講じなければならない。

(実務の証明)

第十五条の八 薬局開設者は、 その薬局において薬剤師又は登録販売者の管理の下に実務に従事した一般

従 事者又は 般従事者であつた者 か 5 その実務に従事したことの証明を求められたときは、 速やかに

その証明を行わなければならない。

2 前 項の場合において、 薬 高 開 設者 に、 虚偽又は不正 の証明を行つてはならない。

(業務経験の証明)

第十五条 O九 薬局 開 設者 は、 その 薬 局 に お *(*) て第百四十条第二 項又は第百 匹 十九条の二第二項に · 規 定 す

る 登 録 販売者としての業務 元に従事 Ĺ た者か 。 ら、 その 業務に従事したことの証明を求められたときは、 速

やかにその証明を行わなければならない。

2 前 項の場合において、 薬局 開設者は、 虚偽又は不正 の証明を行つてはならない。

(視覚、 聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師等に対する措置)

第十五条の十 薬局 開設者は、 自ら視覚、 聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能 に障害を有する薬剤師

若しくは 登 録 販売者であるとき、 又はその 薬局 に お į١ て薬事 に関する実務に従事する薬剤師 若 は 登

ず るおそれがないように、 必要な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

録

販売者が

視覚、

聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能

に障害を有するときは、

保健

衛生上支障を生

(調剤された薬剤の販売等)

第十五 条 の 十 薬 局開 設者は、 法第九条の二の規定により、 調剤された薬剤につき、 次に掲げる方法に

ょ り、 その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、 又は授与させなければなら

ない。

法第. 九 条の三第 項 の規定による情 報の提供及び指導を受けた者が当該 情 報 の提供及 グび指導 Ď 内 容

を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、 販売し、 又は授与させること。

当該薬剤を購入し、 又は譲り受けようとする者から相談があつた場合には、 法第九条の三第四項の

規定による情報の提供又は指導を行つた後に、 当該薬剤を販売し、 又は授与させること。

当該薬剤を販売し、 又は授与した薬剤師の氏名、 当該薬局の名称及び当該薬局の電話番号その他連

絡先を、 当 「該薬剤・ を購入し、 又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

第十五条の十二を削る。

第十二 五条の十三の 見出 L 中 「情報! 提供」 の下に「及び指導」を加え、 同条第一 項中 ·「第九· 条の二第一 項

を 「第九条の三第一 項」 に改め、 「情報 の提供」 の 下 に 「及び指導」 を加え、 「当該薬局内の情 報 提 供

を行う場所 (薬剤師法第二十二条に規定する医療を受ける者 の居宅等にお 1 て調 剤 の業務を行う場合又は

同 条ただ L 書 に 規定する る特 別 \mathcal{O} 事 情 が あ る場合に あ つつて は、 その 調 剤 \mathcal{O} 業務 を 行う場 所 に お 1 て、 調 剤

及び 薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師 に対面で」 を 「次に掲げる方法により、 その薬局にお 7 て薬剤

 \mathcal{O} 販 売又は授与に従事する薬剤師に」 に改め、 同項に次の各号を加える。

る情 当該 報 を提 薬 局 供 内 \mathcal{O} 情 及び 報 \mathcal{O} 提供 指導を行うため 及び指導 導を行う場 0 設 備 が 所 あ (薬 る場 局 等 所 構 又は 造設備品 薬剤師法第二十二条に規定する 規則 第 条第 項第十二号に規 医 療 を受 定

け る者の居宅等にお 1 · て調剤(の業務を行う場合若しくは同条ただし書に規定する特別の事 情がある場

合にあつては、 その 調剤 の業務を行う場所をいう。 12 お いて行わせること。

当該薬剤の用法、 用量、 使用上の注意、 当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の

適正 一な使用 のために必要な情報を、 当該薬剤を購入し、 又は譲り受けようとする者の状況に応じて個

別に提供させ、及び必要な指導を行わせること。

当該薬 剤 \mathcal{O} 副 作用その 他の事 由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説明させ

ること。

兀 情 報 の提 供及び指導を受けた者が当該情報 の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問 の有無

について確認させること。

五. 当該情 報 の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

第十五条の十三第二項中 「第九条の二第一項」を 「第九条の三第一項」に、 「調剤及び薬剤」 を

薬 局 に お *(*) て薬剤」 に改め、 同 項第二号中 「名称」 の 下 に 般的 名称 が あるも のにあつては、 その

般的 名 称。 以 下 同じ。)」を、 「分量」 の 下 に (有効成分が 不明 \hat{O} ŧ \mathcal{O} に あつて は、 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 本質 及 てバ 製造

方法 の要旨。 以下同じ。 を加え、 同項第五号を同項第六号とし、 同項第四号の次に次の 一号を加える。

五. 当該薬剤に係る使用上の注意のうち、 保健衛生上の危害の発生を防 止するために必要な事 項

「その

第十五条の十三に次の二項を加える。

3 法第九条の三第 項の厚生労働省令で定める方法は、 同項に規定する電磁的記録に記録された事項を

紙 面 又は 出力装置 \mathcal{O} 映 像 面 に表示する方法とする。

年齡

4

法第九条の三

一第二

項の厚生労働省令で定める事項は、

次のとおりとする。

他の薬剤又は医薬品 の使用の状況

三 性別

兀 症状

五. 現にか カゝ つている他 の疾病がある場合は、 その病名

六 妊娠 て **(**) る か 否か 0 別及び 妊娠中である場合は妊娠週数

七 授乳してい るか 否か 0) 別

八 当該薬剤に係る購入、 譲受け又は使用の経験の有無

九 調剤された薬剤又は医薬品 \mathcal{O} 副 作用その 他 0 事 由によると疑われる疾病にかかつたことがあるか否

カン の別並 びにかかつたことがある場合はその症状、 その時期、 当該薬剤又は医薬品の名称、 有効成分

、服用した量及び服用の状況

十 その 他 法第九 条 の三第 項の 規定による情 報の提供及び指導を行うために確認が必要な事 項

第十五条の十三を第十五条の十二とする。

第十五条の十四中 「第九条の二第二項」を 「第九条の三第四項」に改め、 「情報の提供」 の 下 に 「又は

指導」

を加え、

「調

剤及び薬剤」

を

「その

薬局

に

お

いて薬剤」

に改

め、

同条第一号を削

り、

同

条第二号中

「薬剤」 を 当 「該薬剤」 に改 め、 同号を同 条第 一号とし、 同条に次の二号を加 える。

当該薬剤の用法、 用量、 使用上の注意、 当該薬剤との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬剤の

適正な使用 のために必要な情報を、 当該薬剤を購入し、 若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局

開 設者 か ら当該薬剤を購入し、 若しくは譲り受けた者の状況に応じて個別に提供させ、 又は必要な指

導を行わせること。

当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

第十五条の十四を第十五条の十三とする。

第十五条の十五中「第九条の三」を「第九条の四」に改め、 同条を第十五条の十四とする。

第十六条第 項中 「第十条の規定により変更の届出をしなければならない」を 「第十条第一項 の厚生労

働省令で定める」に改め、 同 項 中第七号から第九号までを削 り、 第六号を第七号とし、 第四号及び第五 号

を削り、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類

第十六条第 項中第二号を第四号とし、 第一号の次に次の二号を加える。

二 薬局の構造設備の主要部分

三 通常の営業日及び営業時間

第十六条第一項に次の一号を加える。

八 当該薬 局 に お 1 て販売 し、 又は授与する医薬品の 第 条第三項各号に掲げる区分 (特定販売を行う

医薬品の区分のみを変更した場合を除く。)

前項第二号」を 第十六条第二項中 「前項第四号」 「前項 (第九号に係る部分を除く。) の」を「法第十条第一項の規定による」に、「 に改め、 同条第三項第二号中 「覚せい 剤 を 「覚醒剤」 に改め、 同項第三

号 中 「第一項第二号又は同項第三号」を「第一項第四号又は第五号」に改め、 同条第五項を削り、 同条の

次に次の一条を加える。

第十六条の二 法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおりとする。

一 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

二 特定販売の実施の有無

三 第一条第四項各号に掲げる事項

2 法第十条第二項 の規定による届 出 は、 様式第六による届書を提出することによつて行うものとする。

3 当該薬局において新たに特定販売を行おうとする場合にあつては、 前項の届書には、 第一条第四項各

号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

第十八条中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第十九条第四項中「第八条及び」及び後段を削る。

第二十五条第四項中 「第八条及び」を削り、 「「地方厚生局長」を「、 「地方厚生局長」 に改め、

「前条」 とあるのは 「第二十五条第四項において準用する前条」と」 を削る。

第九十条中「第百五十八条第二項」を「第百五十二条第二項」に改める。

第九十二条の二中 「及び」を 「に対し、 要指導医薬品又は 一般用医薬品以外の医薬品を、 「対し

て を 「対し」 に改める。

第九 十八条の二の見出し中 「処方せん医薬品」を「処方箋医薬品」に改め、 同条第五項中 (平成十六

年厚生労働省令第百三十五号)」 を削り、 「処方せん医薬品」を 「処方箋医薬品」 に改める。

第百十一条の二中 「第十四条の三」を 「第十五条の九」 に改め、 「第百四十条第二項」 の下に 「又は第

百 四十九条の二第二項に規定する登録 販売者としての」 を加え、 「第三項第一号」を 「第三項第二号若

くは第三号」に、 「第四項第一号」を 「第四項第二号」に、 \Box と読み替える」を「に規定する」 と読み

替える」に改める。

第百十二条第一 項中 「第十四条」 を 「第十四条第一 項及び第三項」に改め、 同項に後段として次のよう

に加える。

この場合において、 同条第三項中 「三年間、 前項の書面を記載の日から二年間」 とあるのは、

間 と読み替えるものとする。

第百十三条中「第十五条」を「第十五条の十」に改める。

第百三十九条を次のように改める。

(店舗) 販売業の許可 っ の 申 請

第百三十九条 法第二十六条第二項の申請書は、 様式第七十六によるものとする。

法第二十六条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、

第一条第二項各号に掲げる事項とする。

3 法第二十六条第三項第四号の厚生労働省令で定める区分は、 次のとおりとする。

要指導医 薬品 2

第一類医薬品

三 指定第二 類医薬品

兀 第二 類医薬品 (指定第二 類医薬品を除く。 次項第二号ハ及び第百四十七条の七第三号において同じ

0

五. 第三類医薬品

4 法第二十六条第三項第五号の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおりとする。

特定販売を行う際に使用する通信手段

一 次のイからニまでに掲げる特定販売を行う医薬品の区分

イ 第一類医薬品

口 指定第二類医薬品

ハ 第二類医薬品

二 第三類医薬品

三

兀

特定販売を行うことについての広告に、

法第二十六条第二項の申請書に記載する店舗の名称と異な

特定 販 売を行う 嵵 間 及び営業時間 のうち特定 販売の みを行う時 間 がある場合はそ \mathcal{O} 時

る名称を表示するときは、その名称

五. 特定販売を行うことについてインタ ーネット を利用して広告をするときは、 主たるホ] ムペ ージア

ドレス及び主たるホームページの構成の概要

六 都 道 府県知事 (その店舗 の所在 地 が 保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、

市長又は区長。 第百 四十七条の七第四号において同じ。) 又は厚生労働大臣が特定販 売の実施方法に

間

関 はする適切な監督を行うために必要な設備の概要 (その店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時

間がある場合に限る。)

5

法第二十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、 次に掲げるとおりとする。

一法人にあつては、登記事項証明書

店舗管理者 (法第二十八条第 項の規定によりその店舗を実地に管理する店舗販売業者を含む。 次

号を除き、 以下同じ。) \mathcal{O} 週当た り勤 務時間 数 並 び に薬剤師 名簿 \mathcal{O} 登録 番号及び登録 年 月日又は 販 売

従 事 登 録 \mathcal{O} 登録 番 号及び 登録 年 月 日 を 記 載 L た 類

三 法第二十八条第 一項の規定により店舗管理者を指定してその店舗を実地に管理させる場合にあつて

は、 その店 舗管理者 の雇 用契約書の写しその他申請者 のその店舗管理者に対する使用関係を証 でする書

類

匹 店 舗管 理者以外にその 店 舗 に お , , . て薬事 に関する実務に従事 する薬剤 師 又は登録 販 売者を置く場合

12 あ つては、 その薬剤 師 又は登録販売者の別、 週当たり勤務時 間数並 びに薬剤師 名簿 の登録番号及び

登録年月日又は販売従事 ·登録 の登録番号及び登録 年月日を記 載 Ü た書質 類

五. 店 舗管理者以外にその店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師 又は登録販売者を置く場合

に あつては、 その薬剤 師 又は登録販売者の 雇 用契約書の写しその他申請者のその薬剤師 又は登録 販 売

者に対する使用関係を証する書類

六 その 店 舗 に お 1 て 店 舗 販売業以外の 医薬品 の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、 その

業務の種類を記載した書類

七 申 請 者 申 請 者が法人であるときは、 その業務を行う役員。 以下この号にお いて同じ。 に係 る精

神 \mathcal{O} 機 能 \mathcal{O} 障 害 又 は 申 請者が 麻 薬、 大麻、 あ ん若しくは 覚醒 剤 \mathcal{O} 中 毒 者で あるか な 1 か に 関 する医

師の診断書

6

法第二十六条第二項の申請については、 第一条第六項から第八項まで及び第九条の規定を準用する。

 $\overline{\mathcal{O}}$ 場合に お į١ て、 第一 条第六項 中 「第四 「条第三項各号」とあるのは 「第二十六条第三項各号」と、 同

条第七 項中 第 五 項第九号」 とあ る のは 第 百三十 九条第 五項第七号」 と読み替えるものとする。

第百四十条第 「第 類医薬品を販売し、 一項第 一号中 若しくは」 「 第 一 類医薬 を 品 「要指 を 導医薬品若しくは第一 「要指導医薬品又は第一 類 医 類医薬品 薬品を販売し、 に改め、 若しくは」に 同条第二 項

中

改める。

五

条

 \mathcal{O}

四まで、

第十五条の

十五、

第十六条

(第

項第七号を除く。

及び第十八条」

を削

り、

第

十 十 一 第百四十二条中 「同条第六号及び第八号」 を「同条第八号及び第九号」に改め、 第十二条から第十

第一 項中 別 に 厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣 0 登録を受けた試験検査 機関 (以 下 「 登

録 試 験検査機関」という。)」とあるのは 「当該店舗販売業者の他 の試験検査設備又は登録試験検査 機 関

を 「第七条第十号中 医 薬 品品 \mathcal{O} 販売業」 とある る \mathcal{O} は 「店舗 販売業以外の医 薬品 の販売業」 と、 同 [条第十

号 中 第一 条第三項各号」 とある \mathcal{O} は 「第百三十 九 条第三項各号」 と、 同条第十二号中 第 条第四 項

各号」 とある のは 「第百三十九条第四項各号」と、 「除く。 第十六条の二第一項第三号において同じ」 لح

あるのは「除く」に改める。

第百四十三条から第百四十七条までを次のように改める。

(店舗販売業者の遵守事項)

第百四十三条 法第二十九条の二第 項の 厚生労働省令で定める店舗販売業者が遵守すべき事項は、 次条

から第百四十七条の十一までに定めるものとする。

(試験検査の実施方法)

第百 四十四 条 店舗 販売業者は、 店 舗 管理者が医薬 品の適切な管理のために必要と認める医薬品 の試 験検

査 を、 店 舗 管 理 者 に行 わ せ なけ れ ば ならない。 ただし、 当該 店 舗 \mathcal{O} 設 備 及び 器具を用 7 7 試 験 検 査 を 行

うことが 困 難 であると店 舗 管理者 が 認め た場合に は、 店 舗 販 売業者 は、 当 該 店 舗 販 売業 者 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 試 験 検

査 一設備又は 登録試 ・験検査機関を利用して試験検査を行うことができる。

2 店 舗 販売業者は、 前項ただし書に より 試 **以験検** 査 を行つた場合は、 店舗 管 理者に試験 検 査 \mathcal{O} 結果を確認

させなければならない。

(店舗の管理に関する帳簿)

第百 匝 十五 条 店舗 販売業者は、 店舗に当該店舗 の管理に関する事 項を記録するための帳 簿を備えなけれ

ばならない。

2 店 舗 管 理 者 は、 試 験 検 査、 不良 品 \mathcal{O} 処 理その他当該 店 舗 の管理に関する事 項を、 前 項 0) 帳簿 に 記 載

なければならない。

3 店舗 販売業者は、 第 項 \mathcal{O} 帳簿 を、 最終 の記述 載 \mathcal{O} 日 から三年間 保存 しなけ ればならない。

(医薬品の譲受け及び譲渡に関する記録)

第百四十六条 店舗 販売業者は、 医薬品を譲り受けたとき及び薬局開設者、 医薬品 の製造販売業者、 製造

業者若 しくは 販売業者又は 病院、 診 療所若 しく は 餇 育動物 診 療 施 設 \mathcal{O} 開 設 者に販売 し、 又は授与したと

きは、 次に掲 げる事で 項を書 面に記載し なけ ればならない。

品 名

数 量

三 譲受け 又は販売若 しくは授与 \mathcal{O} 年 月

日

兀 譲渡 人又は譲受人の氏 名

2

店舗販売業者は、 要指導 導医薬品又は第 類医薬品 (以下この項において 「要指導医薬品等」 という。

を販売し、 又は授与したときは、 次に掲げる事項を書面に記載し なければならない。

밆 名

数量

三 販売又は授与の)日時

兀 販売し、 又は授与した薬剤師 の氏名並びに法第三十六条の六第一項の規定による情報の提供及び指

導又は法第三十六条の十第一項の規定による情報の提供を行つた薬剤師 の氏名

五. 要指導 医 薬品等を購 入し、 又は 譲り受けようとする者が、 法第三十六条の六 第 項 \mathcal{O} 規定による情

報 \mathcal{O} 提供 及 び 指 導 の内 容又は法第三十六条の十第一項の規定による情報 \mathcal{O} 提供 の内 容を理解したこと

 \mathcal{O} 確 認 の結果

3 店舗 販売業者は、 第一 項 \hat{O} 書面 を記 載の 日 から三年間、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 書面、 を記載の 日 から二年間、 保存しな

け れ ば なら な

4

店舗 販売業者は、 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、 又は授与したときは、 次に掲げる事項を

書 面 に記載 Ĺ これを保存するよう努めなければならない。

밆 名

数量

 \equiv 販売又は授与の日時

兀 販売し、 又は授与し た薬剤師 又は登録販売者 の氏 名及び法第三十六条の十第三項 の規定による情報

の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名

五. 第二類 医 薬品を購入し、 又は 譲 り受けようとする者が、 法第三十六条の十第三項の規定による情報

の提供の内容を理解したことの確認の結果

5

店 舗 販売業者 は、 要指 導 医薬品 又は 般用 医薬品を販売し、 又は授与したときは、 当該要指 導 医 薬品

又は 般用 医薬品を購入し、 又は 譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、 これを保存するよう努め なけ

ればならない。

(医薬品を陳列する場所等の閉鎖)

第百四十七 条 店舗 販売業者 は 開 店 時間のうち、 要指導 医薬品又は一 般用医薬品を販売し、 又は 授与し

な V) 時間 は、 要指導医薬品 又は 般用 医薬品を通常陳列 又は交付する場所を閉鎖し なけ ればならな

\ <u>`</u>

2 店舗 販売業者は、 開 店 時 間のうち、 要指常 導医薬 品又は 第 類医 |薬品を| 販 売 又はに 授 与 L な 時 間 は

要指 導医薬 品品 陳 列 区 画 |又は第 類医 薬品陳 列 区 画 [を閉鎖: しなけ ればならない。 ただし、 鍵をかっ け た陳

列設備 に要指 導医薬品又は 第 類 医薬品 を陳列し てい る場合は、 この 限りでない。

第百四十七条の次に次の十一条を加える。

(店舗における従事者の区別)

第百四十七条 の 二 店舗 販売業者は、 薬剤 師 登録 販売者又は 一般従事者 (その店舗 に お V て実務に従事

する薬剤師 又は 登録販売者以外の者をいう。 第百四十七条の九第一 項において同じ。)であることが容

易に判別できるようその店舗に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなけれ

ばならない。

(濫用等のおそれのある医薬品の販売等)

第百四十七条の三 店舗 販売業者は、 濫用等のおそれのある医薬品(一般用医薬品に限る。) を販売し、

又は授与するときは、 次に掲げる方法により行わなければならない。

当該 店 舗 にお 1 て医薬品の 販売又は授与に従事する薬剤師 又は登録販売者に、 次に掲げる事項を確

認させること。

1 当該医薬品を購入し、 又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、 当該者の氏名

及び年齢

当該 医薬品を購入し、 又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他 \mathcal{O} 薬

口

局 開 設者、 店舗 販売業者又は配 置販売業者 か らの当該医薬品及び当該医薬品以外 の濫用等 \mathcal{O} おそれ

のある医薬品の購入又は譲受けの状況

ノヽ 当 該 医 |薬品・ を購入し、 又は 譲 り受けようとする者が、 適正 な使用のために必要と認められる数量

を超えて当該医薬品を購入し、 又は譲り受けようとする場合は、 その 理由

= そ \mathcal{O} 他]当該] 医薬 品品 \mathcal{O} 適正 な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必 要な

事項

当該店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、 前号 の規定により確

した事 項を勘案 Ų 適正な使用のために必要と認められる数量に限 り、 販売 し、 又は授与させるこ

کے

認

(使用の期限を超過した医薬品の販売等の禁止)

第百四十 Ė 条 \mathcal{O} 兀 店 舗 販 売業者は、 その 直 接 の容器又は直接の被包に表示された使用 \mathcal{O} 期限を超過 した

医薬 公品を、 正 当な理由なく、 販 売 し、 授与し、 販売若しくは授与の目的 で貯蔵し、 若しくは陳列し、 又

は広告してはならない。

(競売による医薬品の販売等の禁止)

第百 四十七 条 \mathcal{O} 五. 店舗販売業者 は 医薬品を競売に付 してはならない。

(店舗における医薬品の広告)

第百四十七条の六 店舗販売業者は、 その店舗において販売し、又は授与しようとする医薬品につい · て 広

告をするときは、 当該医 、薬品を購入し、 若しくは譲り受けた者又はこれらの者によつて購入され 若し

< は 譲 り受け られ、 た医薬品を使用 L た者による当該 医 |薬品 に関する意見その 他医薬品 品 \mathcal{O} 使用 が 不 適 正 な

ものとなるおそれのある事項を表示してはならない。

2 店舗販売業者は、 医薬品 0 購入又は 譲受けの履歴、 ホ 1 ムページの利用の履歴その他 の情報に基づき

自 動的 に 特定の 医薬品 0 購 入又は譲受けを勧 誘 する方法その 他 医 薬品 の使用が不適 正 なものとなるお

そ れ のある方法によ り、 医 薬品に関して広告をしてはならない。

(特定販売の方法等)

第百四十七条の 七 店舗 販売業者は、 特定販売を行う場合は、 次に掲げるところにより行わなければなら

ない。

当該店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品を販売し、 又は授与すること。

特定販売を行うことについて広告をするときは、 インターネットを利用する場合は ホ j ムペ ージに

その他 の広告方法を用いる場合は当該広告に、 別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報を、 見

やすく表示すること。

特定販売を行うことについて広告をするときは、 第一 類医薬品、 指定第二 類医薬品、 第二類医薬品

及び第三類医薬品の区分ごとに表示すること。

兀 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、 都道府県知事及び厚生

労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

(指定第二類医薬品の販売等)

第百四十七条の八 店舗 販売業者は、 指定第二類医薬品を販売し、 又は授与する場合は、 当該指定第二 類

医 薬品を購入し、 又は譲り受けようとする者が別表第一の二第二の六に掲げる事項を確実に認識できる

ようにするために必要な措置を講じなければならない。

(実務の証明)

第百 四十七名 条 \mathcal{O} 九 店舗 販売業者は、 その店舗 に お į, て薬剤が 師 又は登録販売者の管理の下に実務 に従事し

た 般 従 事 者 又は 般 従 事 者であ つた者か 5 その 実務 に 従 事 したことの 証 明を求る 8) 5 れたときは、 速

やかにその証明を行わなければならない。

2 前 項 の場合において、 店 舗販売業者は、 虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

(業務経験の証明)

第 百 匝 + 七 条 \mathcal{O} + 店 舗 販 <u>冷</u>売業者: は、 その 店舗 に お 7 て第百 匹 十条第二項 文は 第百四: 十九九 条の二 第二項に

規定する登 録 販売者としての業務に従事した者から、 その業務に従事したことの証明を求められたとき

は、速やかにその証明を行わなければならない。

2 前 項 \mathcal{O} 場合に お 7 て、 店 舗 販売業者は、 虚 偽 又 は 不正 0 証 明 を行つてはならな

視 覚 聴覚 文は 音 声 機能若しく は 言 語 機 能 に障 害 を有す る薬 剤 師 等に 対 する措 置

第百四十七条 の 十 店舗 販売業者 は、 自ら視覚、 聴覚若 しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有す

る薬剤師若 しくは登録 販売者であるとき、 又はその 店舗 に お 7 て薬事 に関する実務に従事 する薬剤師 若

しくは登録 販売者が視覚、 聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有するときは、 保健衛生上

支障を生ずるおそれがない ように、 必要な設備の設置その他の措置を講じなければならな

(店舗における掲示)

第百四 十 七 条の 法第二十九条の三の規定による掲示は、 次項に定める事項を表示した掲示板による

ものとする。

2 法第二十九条の三の厚生労働省令で定める事項は、 別表第一の二のとおりとする。

第百四 十八条第二 項中 「前 項 を 「第 項」に、 第 条第二項 (第 一号、 第六号及び第七号を除

第三項及び第四項、 第八条」 を 「前項の規定によるほ か、 第一条第七項及び第八項」に改め、 「にお

1 て の 下 に 第 条第七 項中 「都道 炉府県, 知事 (その所在地が保健所を設置する市又は 特 莂 区 \mathcal{O} 区 |域に

あ る場合にお 7 て は、 市 長 又は区 [長) 」 とあ る \mathcal{O} は 都道 府 県知 事」 と 第五 項第九号」 とあ る \mathcal{O} は

第百 四十八条第二項第十号」と」 を加え、 「前 条 を 都 道 府県知事 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 所 在 地 が 保 健 所 を 設 置 す

る市 文は特別 区 の区域にある場合においては、 市長又は区長)」 に、 「第百四十八条第二項に 1 て準 甪

する前条」 を 都道 府県知事」 に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の一 項を加える。

2

前 項 の申 請書には、 次に掲げる書類を添えなけ ればならない。 ただし、 申請等 の行為 の際当該 申請 書

 \mathcal{O} 提 出先とされてい る都道 府県知事 に提出され、 又は当該都道府県知事 を経由 L て厚生労働大臣に提出

さ れ た 書 類 に 0 ر را て は 当該 申 請 書にその 旨 が 付 記 されたときは、 この 限 り で は な

一 法人にあつては、登記事項証明書

法第三十一条の二第 項の規定により区域管理者を指定してその業務に係る都道府県の区域

単に 「区域」 という。 を管理させる場合に あつては、 その 区 |域管| 理者 \mathcal{O} 氏 名 「 及 び 住 所を記 載 L た 書

類

三 区 |域管 理者 (法第三十一条の二第一項の規定によりその区域を管理する配置販売業者を含む。 次号

を除り き、 以下同じ。) 0 週当たり勤務時間 数 並 立びに薬 刹 師 名簿 の登録番号及び登録 年月日又は 販 売 従

事 登 録 \mathcal{O} 登 録 番号1 及び 登 録 年 月 日 を 記 載 L た 書 類

兀 法 第 三十 条 の二第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 区 域 管 理者を指定してその区域 を管理させる場合に あ つて は

その区が 域 管理者 0 雇 用契約書 \mathcal{O} 写 Ĺ その他を 申 請者のその区域管理者に対する使用関 保を証 する書 類

五. 区 |城管 理 者以外にその 区域に お V 7 薬事 に関する実務に従事 する薬剤 師 又は登録 販売者を置く場合

に あつては、 その薬剤師又は登録販売者の氏名及び住所を記載した書類

六 区域管理者以外にその 区域にお () 、て薬事 に関する実務に従事 する薬 剤 師 又は登録販売者を置く場合

に あ つて は、 その 薬 剤 師 又は 登 録 販 売者 \mathcal{O} 別、 週当たり勤 務 嵵 間 数 並 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ に 薬 剤 師 名 簿 \mathcal{O} 登録 番 号及び

登 **立録年月** 日 又は 販売従 事 登録 \mathcal{O} 登録 番号及び登 録 年 月日を記 載 L た書

類

七 区域管理者以外にその区域にお *(*) て薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者を置く場合

者にご 対する 使用 関 係 を 証 する 書 類

に

あつては、

その

)薬剤!

師

又は登録

販売

者 \mathcal{O}

雇

用契約

書

の写しその

他

申請

者

 \mathcal{O}

そ

の薬

剤

師

又は

登

録

販

売

八 その区は 一域にお 1 7 配 置 .販売によつて販売し、 又は授与する医薬品の次に掲げる区分を記載した書 類

1 第 類 医薬品

口 指定 第 類 医 |薬品

ノヽ 第二 類 医 薬 品 行 指· 定第二 類医薬品を除

= 第三 類 医 薬品

九 その区 .域 E おお いて配置販売業以外の 医薬品 の販売業その他の業務を併せ行う場合にあつては、 その

業務の種類を記載した書類

+ 申 ·請者 申 詩者が 法人であるときは、 その業務を行う役員。 以下この号において同じ。) に係る精

神 \mathcal{O} 機 能 \mathcal{O} 障 害 文は 申 -請者が 麻 薬、 大麻、 あ ~ ん若しくは 覚醒 剤 \mathcal{O} 中 毒 者で あ るか な 1 か に 関 する医

師の診断書

及び第十二号」に改め、

第十三条から第十五

条の二まで、

第十六条

(第

一項第四号、

第七号及

び

第九

第百日 兀 十九条中 第四条」 を「及び第四条」に、 「第六号、 第八号及び第十号」を 「第八号、 第九号

号 並 び に第五項を除く。 ` 第十八条、 第百四 + 条及び第百四 + 条」 を 削 り、 「第十四 条第 項 中 医

薬品 を譲り受けたとき及び薬局開設者、 医薬品 の製造販売業者、 製造業者若しくは販売業者又は 病 院 診

療 所若しくは 餇 育動 物診療: 施 設 (獣 医 療法 (平成四 年法律第四十六号) 第二条第二項に規定する診 療 施 設

を 1 V , 往診 \mathcal{O} み に ょ つて 獣 医 師 に 餇 育 動 物 \mathcal{O} 診 療業務を行 わ せる者の 住 所を含む。 以下 同 \mathcal{O} 開 設

者 に 販 浣売 又は 授与したとき」とあ るの は 医 . 薬 品を譲り受けたとき」と、 同 項 第三号中 「譲 受又 は 販

売若しくは授与」とあるのは 「譲受」 と、 同]項第四号中 譲 渡人又は譲受人」 とあるのは 「譲渡 人」と、

第十五条の二中 「名札」 とあるのは 「法第三十三条第一 項の身分証明書」 と、 第十六条第 項第五号中

は 薬 局 配配 \mathcal{O} 構造設備の主要部分」 置 [販売業] 以外 \mathcal{O} 医薬 品品 とある \mathcal{O} 販売業」 のは と 「営業の区域」を「第七条第十号中 同 条第十一号中 第一 条第三項各号」 「医薬品 とあるの の販売業」 は 第百 とあるの 匹 +

八条第二 一項第 八号イか らニ ま でし に改 め、 同 条 \mathcal{O} 次 に · 次 \mathcal{O} 十三条を加 える。

区 |域管| 理 者 の指 定

第百 四十九条 の 二 区域管理者は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める者であつて、 その区

域 12 お 1 て 医 薬品 \mathcal{O})販売 又は授与 に関す る業務に従 事するも のでなけ ń ば ならない。

- 第 類 医 薬 品品 を 販 売 又 は 授 与す る 区 域 薬 剤 師
- 第二類 医 薬品又は第三 類医薬品 を販売し、 又は授与する区域 薬剤師可 又は登録販売者
- 2 前 項第一 号 O規定にか か わらず、 第 類医薬品 を販売し、 又は 授与する区域に お 1 7 `薬剤! 師 を区域管

薬局 理者とすることができな 薬剤 師 が 店 舗 管理 者 V > で 場合に あ る 要指導 は、 要指 医 区薬品若. 漢医薬品若しくは しくは第 類 第 医 薬品、 類 医薬品 を販 売し、 を販売 若 Ļ しくは授与す 若しくは授 る店 与 す 舗

販 て三年以上業務に従事 流売業 又は 薬剤 師 が区 域 Ĺ た者であつて、 管理者である第 その区域にお 類医薬品を配置販 į, 医薬品 売する配置販売業に の販売又は授与に関する業務 お 1 て登録 販売者とし に従事 す

て

るものを区域管理者とすることができる。

3 前項の場合においては、第百四十一条の規定を準用する。

(配置販売業者の遵守事項)

第百四十九条 の三 法第三十一条の四第一 項の厚生労働省令で定める配置販売業者が遵守すべき事項は、

次条から第百四十九条の十四までに定めるものとする。

(区域の管理に関する帳簿)

第百四 十 九 条 \mathcal{O} 兀 配置 販売業者は、 当該区域 の管理に関する事 項を記録するための帳簿を備 えなけ れば

ならない。

2 区域管理者は、 不良品の処理その他当該区域の管理に関する事項を、 前項の帳簿に記載しなければな

らない。

3 配置 販売業者は、 第一 項 の帳簿を、 最終 の記載 の日から三年間、 保存しなければならない。

(医薬品の譲受け及び譲渡に関する記録

第百四十九条 の五 配置販売業者は、 医薬品を譲り受けたときは、 次に掲げる事項を書面に記載 しなけれ

ばならない。

品 名

数量

三 譲受け \mathcal{O} 年月日

兀 譲渡人の氏 名

2

配置販売業者は、 第一 類医薬品を配置したときは、 次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。

数量

밆

名

 \equiv 配置した日時

匹 配置 た薬剤師 の氏名及び法第三十六条の十第七項にお いて準用する同条第一 項の規定による情報

 \mathcal{O} 提供を行 つた薬剤師 \mathcal{O} 氏名

五. 第一 類医 薬品を配置販売によつて購入し、又は譲り受けようとする者が、 法第三十六条の十第七項

にお いて準用する同条第 項の規定による情報の提供の内容を理解したことの確認の結果

3 配置販売業者は、 第一項の書面を記載の日から三年間、 前項の書面を記載の日から二年間、 保存しな

ければならない。

4 配置 販売業者は、 第二類 医薬品又は第三類医薬品を配置したときは、 次に掲げる事項を書面 に記 載し

、これを保存するよう努めなければならない。

二数量

品

名

三配置した日時

兀 配 置 Ĺ た薬剤師又は登録販売者の氏名及び法第三十六条の十第七項において準用する同条第三項の

規定による情報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名

五. 第二類 て準 医 |薬品 を配置 販売によつて購入し、 又は譲り受けようとする者が、 法第三十六条の十第七 項

配置販売業者は、 12 お 用する 同条第三 般用医薬品を配置したときは、 項 \hat{O} 規定による情 報 0 提供 当該 \mathcal{O} 内容を理解したことの 般用医薬品を配置販売によつて購入し、 確 認 \mathcal{O} 結 果

又

5

は 譲り受けようとする者の連絡先を書面 に記載し、 これを保存するよう努めなければならない。

(区域における従事者の区別)

第百四十九条 の六 配置販売業者は、 薬剤師、 登録 販売者又は一般従事者 (その区域において実務に従事

す ,る薬剤に 師 又は 登録 販売者以外の者をいう。 第百 匹 十九条の十二第一項に お , , て同じ。 であることが

容易に判別できるようその区域に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなけ

ればならない。

、濫用等のおそれのある医薬品の配置)

第百四 十 九条 \mathcal{O} 七 配置 販売業者 は 濫用 等の おそれのある医 薬品 般用医薬品に限る。 を配置する

ときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

当該区域において医薬品の配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、 次に掲げる事項を確

せること。

1 当 該 医 薬品 を配置 販売によつて購入し、 又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつて

は、当該者の氏名及び年齢

口

当該 医 薬品を配置販売によつて購入し、 又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しよう

とする者の他の薬局開設者、 店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外

 \mathcal{O} 濫 用 等のおそれのある医薬品 の購入又は譲受け Ď 状況

当該 医 薬 品品 を配 置 販売によつて購入し、 又は 譲り受けようとする者が、 適正 な使用の ために . 必 要

と認めら れる数量を超えて当該 医薬 品 の配置を求める場合は、 その 理

由

の適正な使用を目的とする配置販売による購入又は譲受けであることを確認す

るために必要な事項

=

その他当該医薬品

当該区 域 にお 1 7 医 薬 品品 \mathcal{O} 配 置 販売に従事する薬剤 師 又は 登録 販売者に、 前号の規定により確 認

た事項を勘案し、 適正な使用のために必要と認められる数量に限り、 配置させること。

使用 の期限 を超過した医薬品 \mathcal{O} 販売等 の禁止)

第百 四 十 九 条 0) 八 配置 販 売業者は、 その 直 接 \mathcal{O} 容 器又は直接 の被包に表示され た使用 \mathcal{O} 期 別限を超り 過 L た

医 薬 品品 を、 正 当な理 由 なく、 販売 Ļ 授与し、 販売若しくは授与の目的で貯蔵し、 若しくは陳列し、 又

は広告してはならない。

(配置販売業における医薬品の広告)

第百 四十九条 の九 配置販売業者は、 その 区域に お いて販売し、 又は授与しようとする医薬品につい て広

告をするときは、 当該 医 薬 沿を配 置 販売によつて購入し、 若しくは譲り受けた者又は配 置 L た 医 薬品 を

使用 した者に よる当 該 医 薬 品品 に関 す る意見その 他 医 薬 品 \mathcal{O} 使用 が 不適 正 なも 0 となるおそれ \mathcal{O} あ る 事 項

を表示してはならない。

2 配 i置販. 売業者は、 医薬品 の配置販売による購入又は譲受けの履歴その他の情報に基づき、 自動 的 に 特

定 \mathcal{O} 医 薬 品 \mathcal{O} 配 置 販 売に よる購入又は 譲受けを勧 誘する方法その 他 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 が 不 適 正 立なも のとなる

お そ れ \mathcal{O} あ る 方法 に ょ り、 医 薬品 に 関 して広告をしてはならな

(配置販売に関する文書の添付)

第百 匝 一十九条 \mathcal{O} + 配 置 販 売業者は、 般用医薬品 を配置するときは、 別表第 0 四に掲げる事項を記載

した書面を添えて配置しなければならない。

(指定第二類医薬品の配置)

第百四十 九条 の 十 配 置 販売業者 は、 指定第二類医薬品を配 置する場合は、 当該指定第二 類医薬品 . を 配

販売によつて購入し、 又は譲り受けようとする者が別表第 (T) 兀 第二 0 五. に掲げる事 ず項を確立 実に 認 識

置

できるようにするために必要な措置を講じなければならない。

(実務の証明)

第百 四十九条の十二 配置 販売業者 は、 その区域 12 お į, て薬剤師 又は登録 販売者の管理 $\overline{\mathcal{O}}$ 下に実務 に従事

た 般従事 者又は 一般従事者であつた者から、 その 実務に従事したことの証明を求められたときは、

速やかにその証明を行わなければならない。

ジュラリン ひ言甲 そイオテ リオリティテ し

(業務経験の証明)

2

前項

の場合において、

配

置販売業者は、

虚偽

又は不正

の証明を行つてはならない。

第百四十九条の十三 配置販売業者は、 その区域において第百四十条第二項又は第百四十九条の二第二項

に 規定する登録販売者としての業務に従事した者から、 その業務に従事したことの証明を求められたと

きは、速やかにその証明を行わなければならない。

2 前 項の場合において、 配 置 販売業者は、 虚偽又は 不正 の証明を行つてはならな

(視覚、 聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師等に対する措置)

第百四十九条の十四 配置 販売業者は、 自ら視覚、 聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有す

支障を生ずるおそれ る薬剤師若しくは登録販売者であるとき、 は 登録 販 売者が視覚、 が ない 聴覚若 ように、 しくは音声機能若しくは言語 必 要 な 設設 又はその区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師 備 \mathcal{O} 設 設置 その 他 \mathcal{O} 機能 措 置 を講 に障害を有するときは、 U な け れ ば ならな 保健 衛 生上 若

第百 五十三条第二 一項中 「前 項」 を 第一 項」、 に、 「 第 条第二項 (第五号及び 第七号を除く。 第三

下に 項及び第四項、 「 第 条第 七 第八条」 項 中 都 を 道 「前項の規定によるほ 炉府県, 知事 (その 所在 か、 地 が 保健 第一条第七項及び第八項」 所を設置する市 文は 特 に改め、 別 区 \mathcal{O} X 域 「おいて、 にあ る場合に \mathcal{O}

お

1

7

は

市

長

又は

区

長)

とあ

る

 \mathcal{O}

は

都

道

府

県

知

事

第

五.

項

第

九

号

とあ

る

 \mathcal{O}

は

「 第

百

五.

十三

条第二 特 莂 区 \mathcal{O} 項第五号」と、 区域にある場合に 」を加え、 お 7 、ては、 「「前条」 市長又は区長) を \neg 都 _ 道 に、 府県. 知事 「第百五十三条第二項にお (その所在 地が 保健所を設置する市 į, て準 甪 す る前 文は 条

を 都 道 府 県 知 事 に改 め、 同 項 を 同 条第三項とし、 同 条 第 項 0) 次に 次 \mathcal{O} 項 を加 え る。

2 \mathcal{O} 提 前 出 項 先とされ \mathcal{O} 申 請 書に 7 は、 ** \ る都 次に 道 府県知事 掲 げ る 書 に提出され、 類を添えなけ 又は当該都 れば なら な V) 道 府県知事 ただし、 を経 申 由 請 L 等 て厚生労働大臣 \mathcal{O} 行 為 \mathcal{O} 際当 該 申 提出 請 書

された書類に

っつい

ては、

当 該

申請

書にその旨が付

記されたときは、

この

限りでは

ない。

営業所の平面 図

法人にあつては、 登記 事項証明書

三 申 請 者 以外の 者が その営業 所管 理者である場合にあつては、 その営業所管理者 0 雇 用契約 書 \mathcal{O} 写し

その 他 申 請 者のその営業所管理者に対する使用関係を証する書

類

放射性医薬品を取り扱おうとするとき(厚生労働大臣が定める数量又は濃度以下の放射性医薬品を

兀

設備 \mathcal{O} 概要を記載 した 書 類 取り扱おうとするときを除く。)は、

放射性

医薬品の

 \mathcal{O} 種

類及び

放射性医薬品を取

り扱うために必要な

五. 申請者 (申請者が法人であるときは、 その業務を行う役員。 以下この号において同じ。) に係る精

神 \mathcal{O} 機 能 の障害又は申請者が麻薬、 大麻、 あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかない かに関する医

師 \mathcal{O} 診 断 書

第百 五. 十五 条か ら第百五 十八条までを削 る。

第百五十九条中 「同条第五号及び第八号から第十号まで」を「同条第四号、 第七号、第八号、 第十一号

及び第十二号」に改め、 第十二条、 第十三条、 第十四条、 第十四条の三、 第十五条、 第十六条 (第

項第三号、 第八号及び第九号並びに第五項を除く。) 週間当たりの 通常 の勤 務時 間数 (以 下 及び第十八条」を削り、 「週当たり勤務時 間 数 「第七条第四号」 という。 を を 「第七 「週当

た 条第六号」に、 ŋ 勤 務時 間 数 に、 第十二条第 項 中 別 に 厚 生労働 省令で定めるところによ り厚 生労働 大 臣 \mathcal{O} 登 録

験 を受け 検 **香設備** た試 又は 験 検 登録試 査 機関 験 (以 下 検 査 機関」 「登録 と 試 験 検 第十四条の三第一項中 査 機関」 という。 _ 「第百四十条第二項」 とあるの は 当 該 卸 とあるのは 売 販 売 光業者 \mathcal{O} 第 他 百 \mathcal{O} 試 五

十四四 条第一 号 口 若しく は ハ又は第二号ロ 若しくはハ」と、 第十五条中 「薬剤 師 若 しくは 登録 販売 者」 とあ

又は 住 所」と、 同 条第三項第三号中 第一 項第二号又は同項第三号」とあるのは 第一 項第二号」と、

る

0)

は

薬

剤

師

と、

第十六条第

項第二号中

氏

名、

住所又は

週当たり

勤

務

詩

間

数

と

あ

る

 \mathcal{O}

は

氏

名

又は当該薬局 に おい て薬事 に関する実務に従事する薬剤師若 しくは登録販売者となつた者」 とあ る のは

となった者」 を 同 条第十号中 「医薬 品 \mathcal{O} 販 《売業」 とあ る \mathcal{O} は 卸 **一売販** 売業以外の 医薬品 \mathcal{O} 販 売 業 に改

め、 同 条を第 百 五. 十五 条とし、 同 条 O次に 次 の十五名 条を加える。

卸 売販売業者の 遵守 事 項

第百五十六条 法第三十六条の二第 項の 厚生労働省令で定める卸売販売業者が遵守すべ き事項は、 次条

から第百五十八条の六までに定めるものとする。

試 験検 査 の実施方法)

第百五 十七七 卸売販売業者は、 営業所管理者が医薬品 [の適] 切 な管理のために必要と認める医 薬 品 の試 験

検査を、 営業所管理者に行わせなければならない。 ただし、 当該営業所 の設備を 及び器具を用いて 試 験 検

査を行うことが困難であると営業所管理者が認めた場合には、 卸売販売業者は、 当該 卸売販売業者 \mathcal{O} 他

 \mathcal{O} 試 験検 査設備又は登録試 験検査機関を利用して試験検査を行うことができる。

卸 売 販 売業者は、 前項ただし書に より 試 は験検査を行つた場合は、 営業所管理者に試験 検査の結果を確

認させなければならない。

2

医薬品 の適 正管理 の確 保

第百五 十八条 卸 一売販売業者は、 医薬品 0 販売又は授与の業務に係る適正な管理 (以 下 「医薬品 の適 正 管

理」 という。) を確保するため、 指針 O策定、 従事者に対する研 修 の実施 その 他 必要な措置を講じなけ

れ ばならない。

2 前項に掲げる卸売販売業者が講じなけ ればならない措置には、 次に掲げる事項を含むものとする。

- 従事者から卸売販売業者への事故報告の体制の整備
- 医薬 品品 \mathcal{O} 適正 管 理 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 業務 に関する手順 書 \mathcal{O} 作成及び当該手順書に基づく業務 の実施
- 三 医 薬 品品 \mathcal{O} 適 正 管 理 \mathcal{O} た 8 に必要となる情報 \mathcal{O} 収 集その 他 医 薬品 \mathcal{O} 適 正 管理 \mathcal{O} 確 保 を目 的とし た改 善

のための方策の実施

(卸売販売業者からの医薬品の販売等)

第百五 十八条の二 卸 売 販 <u>流</u>業者: は 店 舗 販売業者に対し、 要指導医薬品 又は 般用 医薬品 以 外 \mathcal{O} 医 薬品

を、 配 置 販 売 漢者 に 対 般用 医 薬品 以 外 \mathcal{O} 医 薬品 記を販売 し、 又は授与 して は ならな

(営業所の管理に関する帳簿)

第百五十八条 が 三 卸 売販 売業者は、 営業所に当該営業所の管理に関する事項を記録するための帳簿を備

えなければならない。

2 営業 所管 理 者は、 試 験 検 査、 不良品 0) 処 理そ \mathcal{O} 他当該営業所の管理に関する事 項 を、 前 項 0) 帳 簿 に 記

載しなければならない。

3

卸 一売販売業者は、 第 項 \mathcal{O} 帳簿 を、 最終 の記 載 \mathcal{O} 日 から三年間、 保存 しなけ ればならない。

(医薬品の譲受け及び譲渡に関する記録)

第百五十八条 の四 卸売販売業者は、 医薬品を譲り受けたとき及び販売し、 又は授与したときは、 次に掲

げる事項を書面に記載しなければならない。

一品名

二数量

三 譲受け又は販売若しくは授与の年月

日

四 譲渡人又は譲受人の氏名

卸売販売業者は、 前 項 \bigcirc 書 面 を、 記載の日から三年間、 保存しなければならない。

(業務経験の証明)

2

第百五十八条 \mathcal{O} 五. 卸売販売業者は、 その 営業所 に お 1 て第百 五. 十四条第 号口 若しくは ハ又は第二号 口

若しくは ハに 規定する業務 に従事 Ĺ た者から、 その業務に従事したことの証明を求めら れたときは、 速

やかにその証明を行わなければならない。

2 前項の場合において、 卸売販売業者は、 虚偽又は不正の証明を行つてはならない。

(視覚、 聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する薬剤師に対する措置)

第百五十八条の六 卸売販売業者は、 自ら視覚、 聴覚若しくは音声機能若しくは言語機能に障害を有する

薬剤 師 であるとき、 又はその営業所において薬事に関する実務に従事する薬剤 師 が '視覚、 聴覚若 しくは

音声 機能若 しくは言語機能に障害を有するときは、 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、 必要

な設備の設置その他の措置を講じなければならない。

(薬局医薬品の販売等)

第百五 十八条 \mathcal{O} 七 薬局 開 設者は、 法第三十六条の三第 一項の規定により、 薬局医薬品に つき、 次に掲

る方法により、 その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に販売させ、 又は授与させな

ければならない。

当該薬 局 医薬品を購入し、 又は 譲り受けようとする者が、 当該薬局医薬品を使用しようとする者で

あることを確認させること。 この場合において、 当該薬局医薬品を購入し、 又は譲り受けようとする

者が、 当該薬局医薬品を使用しようとする者でない場合は、 当該者が法第三十六条の三第二項に規定

する薬剤師等である場合を除き、 同項 の正当な理由 の有無を確認させること。

当該薬局医薬品を購入し、 又は譲り受けようとする者及び当該薬局医薬品を使用しようとする者の

他 の薬局 開設者からの当該薬局医薬品 の購入又は譲受けの状況を確認させること。

 \equiv 前 号の 規 定に、 より確 認 した事項を勘案し、 適正な使用 のために必要と認められる数量に限り、 販売

し、又は授与させること。

匹 法第三十六条の四第一項の規定による情報の提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の

内容を理解したこと並び に質問がないことを確認した後に、 販売し、 又は授与させること。

五. 当該 薬 局 医 薬 品を購入し、 又は 譲り受けようとする者か 5 相 談が、 あ つた場合には、 法第三十六条

兀 1第四 項 \mathcal{O} 規定による情報の提供又は指導を行つた後に、 当該薬局医薬品を販売し、 又は授与させる

こと。

六 当該薬 局 医薬品を販売 į 又は授与した薬剤師 の氏名、 当該薬局の名称及び当該薬 局 \mathcal{O} 電 話番号そ

 \mathcal{O} 他連絡先を、 当該薬[局 医薬品を購入し、 又は 譲り受けようとする者に伝えさせること。

(薬局医薬品に係る情報提供及び指導の方法等)

第百五十八条の八 薬局開設者は、 法第三十六条の四第一 項の規定による情報の提供及び指導を、 次に掲

げる方法により、 その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

る情報を提供 当該薬局内の情 一報の提供及び指導を行う場所 及び指導を行うため の設備が ある場所をいう。 (薬局等構造設備規則第一条第一項第十二号に規定す にお 1 て行わせること。

ようとする者又は当該薬局医薬品 の当該薬局医薬品 当該薬局 医薬品 の適正な使用のために必要な情報を、 の用法、 用量、 使用上の注意、 を使用しようとする者の状況に応じて個別に提供させ、 当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他 当該薬局医薬品を購入し、若しくは譲 及び必要な い受け

当該薬局医薬 品 [の副: 作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について説

明させること。

指導を行

わせること。

匹 情 報 の提供及び指導を受けた者が当該情報 の提供及び指導の 内容を理解したこと並びに質問 の有無

について確認させること。

五. 必要に応じて、 当該薬局医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。

六 必要に応じて、 医師 又は歯科医師 の診断を受けることを勧めさせること。

七 当該情報の提供及び指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

2 法第三十六条の 四第一項の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおりとする。

一当該薬局医薬品の名称

二 当該薬局医薬品の有効成分の名称及びその分量

三 当該薬局医薬品の用法及び用量

四 当該薬局医薬品の効能又は効果

五. 当該 薬 局 医 薬品 に係る使用上の注意のうち、 保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事 項

六 その他当該薬局医薬品を販売し、 又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する事

項

3 法第三十六条の 四第一 項の厚生労働省令で定める方法は、 同項に規定する電磁的記録に記録された事

項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

4 法第三十六条の四第二項の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおりとする。

一年齢

一 他の薬剤又は医薬品の使用の状況

三性別

四 症状

五. 前号の 症 状に 関 して 医師 又は歯 科 医 師 の診断を受けたか否か の別及び診断を受けたことがある場合

にはその診断の内容

六 現にかかつている他の疾病がある場合は、その病名

七 妊 娠 L て 1 る か 否 か \mathcal{O} 別 及び 妊娠中である場合 は 妊 娠 週数

八 授乳しているか否かの別

九 当該要指導医薬品に係 る購入、 譲受け又は使用 の経験の有無

+ 調剤された薬剤又は 医薬品 \mathcal{O} 副 作 甪 その 他 \mathcal{O} 事 由 によると疑われる疾病 に か か つたことがあ るか否

か 0) 別 並 び に か か つたことが ある場合はその症状、 その 時 期、 当 該薬 剤 又は 医 薬 品品 \mathcal{O} 名称、 有効 成

分、服用した量及び服用の状況

<u>+</u> その他法第三十六条の 四第 項の規定による情報の提供及び指導を行うために確認が 必要な事 項

第百五十八条の九 薬局開設者は、 法第三十六条の四第四項の規定による情報の提供又は指導を、 次に掲

げ る方法により、 その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。

当該薬! 局 医 薬 品 \mathcal{O} 使用に当たり保健 衛生上 の危害の 発生を防 止するために必要な事 項につい · て 説

を行わせること。

当該薬局医薬品 の用法、 用量、 使用上の注意、 当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他

の当該薬局 医薬品 の適正 立な使用 のために必要な情報を、 その薬局にお いて当該薬局 医薬品を購入し、

若しくは 譲 り受けようとする者又はその 薬局 に お ζ) て当該 薬局 医 |薬品を購入し、 若しくは譲 り受けた

者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該薬局医薬品を使用する者の状

況に応じて個別に提供させ、又は必要な指導を行わせること。

三 必要に応じて、 当該薬局医薬品 に代えて他 の医 薬品の使用 を勧めさせること。

匹 必要に応じて、 医師 又は歯科 医師 0 診 断を受けることを勧めさせること。

五. 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

(薬局製造販売医薬品の特例)

第百五十八条の十 第百 第四 までに係 第三項 |号中 五. 十八 E る部 「提供及び指導」 条 お \mathcal{O} 分に限 いて同じ。 九 薬局開設者がその薬局にお (第三号に係 る。 を販売 とあるのは 第 る部分を除く。 百 五. Ļ 十八 又は授与する場合に 「提供」と、 条 \mathcal{O} いて薬局製造販売医薬品 八 第 \mathcal{O} 規定を適用する場合に 項 並 (第五 がに ついて第百五十八条の七 一号に係 とあるのは る部 金 分を除っ おい 薬及び劇薬であるものを除く 「及び」と、 ては、 (第四 第百 及 同 CK |号か 第四 条第 五 + 5 五. 八 項 第六号 号中 条 並 \mathcal{O} \mathcal{U} 七 に

を行う」とあるの 提供又は指 とあ る \mathcal{O} 導_ は 「 提 とあ は 供 る 「提供する」 と、 0) は 同 「提供」 項第 と、 号中 と 「ある場所」 第百 提 供 五. 及び 十八条の とある 指 導 八 のは とあ 第一 項各号列 る 「ある場所又は特定販売を行う場合に \mathcal{O} は 「 提 記 供 以 外 と \mathcal{O} 部 分中 提 供 「提供」 及 及 び てバ 指 指 あ 導 導

つては、 当 該 薬局 内 の場 所 と 同 項第二号中 「提供させ、 及び必要な指導を行わせる」 とあ る 0 は

と 同 項 第七号及 び 同 条第四 項 第 + 号中 「 提 供 及び 1 導 とあ る のは 「 提 供」 と、 第 百 五. + 八 条 \mathcal{O}

提供させる」

と

同

項

第

匝

号

中

「 提

供

及

CK

)指

導」

とあ

る

0

は

「 提

供」と、

並

びに

とあ

る

 \mathcal{O}

は

及

でド

な指導を行 九 各号列記 以外の わ せる」 部 とあ 分中 るのは 「提供又は指導」 「提供させる」 とあ と、 るのは 同 条第五号中 「提供」 と 「提供又は 同条第二号中 指導」 「提供させ、 とあるの は 又は 「提供」 必

2 前項に規定する場合については、 第百五十八条の七 (第一号から第三号までに係る部分に限る。)、

第百五 十八条 \mathcal{O} 八 第 項 (第五号に係る部分に限る。 及び第百五 十八条の 九 (第三号に係 る部 分に 限

る。 の規定を適用しな

3 薬局開設者は、 薬局製造販売医薬品の特定販売を行う場合においては、 当該薬局製造販売医薬品 [を購

入し、 若しく は譲り受けようとする者又は当該薬局製造販売医薬品を購入し、 若しくは譲り受けた者若

しくはこれ 5 の者によつて購 入され、 若しくご は 譲 り受けら れ た当該 薬 局 製造販売医 |薬品 を使用さ する者 が

令第七十四条の二第 一項の規定により読み替えて適用される法第三十六条の四第四項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による情報

事 \mathcal{O} 提供、 する薬剤師 を対 面 に、 又は電話により行うことを希望する場合は、 対 面 は 電 話により、 当該情 報 の提供 を行わ その薬局にお せなければ いて医薬品 ならない。 の販 売又は授与に従

(要指導 医 薬 品 \mathcal{O} 販 (売等)

又

第百五十八条の十 薬局 開設者又は店舗販売業者は、 法第三十六条の五第一項の規定により、 導医

薬品につき、 次に掲げる方法により、 その薬局 又は店舗 にお 7 て医薬品 \mathcal{O} 販売又は授与に従事する薬剤

師に販売させ、又は授与させなければならない。

者であることを確認させること。 当該要指導医薬品を購入し、 又は譲り受けようとする者が、 この場合に おいて、 当該要指導医薬品 当該要指導医薬品を使用しようとする を購入し、 又は 譲り受け よう

とする者が、 当該要指導医薬品を使用しようとする者でない場合は、 当該者が法第三十六条の五第二

項の薬剤師等である場合を除き、 同項の正当な理由の有無を確認させること。

又は譲り受けようとする者及び当該要指

導医薬品を使用しようとする

当該要指導医薬品を購入し、

者 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 薬 高 開 設者又は店舗販売業者からの当該要指導医 薬品 \mathcal{O} 購入又は譲受け の状況を確 認させる

こと。

三 前号の規定により確認した事項を勘案し、 適正な使用のために必要と認められる数量に限り、 販売

し、又は授与させること。

匹 法第三十六条の六第一 項の規定による情報 の提供及び指導を受けた者が当該情報 0 提供及び指導の

内容を理解したこと並びに質問がないことを確認した後に、 販売し、 又は授与させること。

五. 当該要指導医薬品を購入し、 又は譲り受けようとする者から相談が あつた場合には、 法第三十六条

の六第四項の規定による情報の提供又は指導を行つた後に、 当該要指導医薬品を販売し、 又は授与さ

せること。

六 当該要指導医薬品を販売し、 又は授与した薬剤師 の氏名、 当該薬局又は 店舗 の名称及び当該薬局又

は i 店 舗 の電 話番号その他連絡先を、 当該要指導医薬品を購入し、 又は譲り受けようとする者に伝えさ

せること。

(要指導医薬品に係る情報提供及び指導の方法等)

第百五· 十八条の十二 薬局開設者又は店 舗 販売業者は、 法第三十六条の六第一項の規定による情 報 の提 供

及び指導を、 次に掲げる方法により、 その薬局又は店舗において医薬品 の販売又は授与に従事する薬剤

師に行わせなければならない。

当該薬 局 又は店舗内 0 情報 の提供及び指導を行う場所 (薬局等構造設備規則第一 条第一項第十二号

若しくは第二条第十一号に規定する情報を提供し、 及び指導を行うため の設備 がある場所又は 同 令第

条第一項第五号若しくは第二条第五号に規定する医薬品を通常陳列し、 若しくは交付する場所をい

う。)において行わせること。

当該要指導医薬品の特性、 用法、 用量、 使用上の注意、 当該要指導医薬品との併用を避けるべき医

薬品その他の当該要指導医薬品 の適正な使用のために必要な情報を、 当該要指導医薬品を購入し、若

しくは譲り受けようとする者又は当該要指導医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個 別 に提供

させ、及び必要な指導を行わせること。

当該要指導医薬品 の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について

説明させること。

匹 情 報 \mathcal{O} 提供及び指導を受けた者が当該情報の提供及び指導の内容を理解したこと並びに質問 の有無

について確認させること。

五. 必要に応じて、 当該要指導医薬品に代えて他の医薬品の使用を勧めさせること。

六 必要に応じて、 医師 又は歯科医師 の診断を受けることを勧めさせること。

七 当該情! 報の提供及び指導を行 つた薬剤師 の氏名を伝えさせること。

2 法第三十六条の六第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 当該要指導医薬品の名称

- 一 当該要指導医薬品の有効成分の名称及びその分量
- 三 当該要指導医薬品の用法及び用量
- 四 当該要指導医薬品の効能又は効果

五. 当該要指導医薬品に係る使用上の注意のうち、 保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事

項

六 その他当該要指導医薬品を販売し、 又は授与する薬剤師がその適正な使用のために必要と判断する

事項

3 法第三十六条の六第一項の厚生労働省令で定める方法は、 同項に規定する電磁的記録に記録された事

項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

- 4 法第三十六条の六第二項の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおりとする。
- 二 他の薬剤又は医薬品の使用の状況

年齢

三性別

兀 症 状

五. 前 号の 症 状に 関 して 医師 又は歯科医 師 の診 断を受けたか否か 0) 別 及び診断を受けたことがある場合

に は そ \mathcal{O} 診 断 \mathcal{O} 内 容

六 現 に か か 0 て 1 る他 \mathcal{O} 疾 病が ある場合は、 そ \mathcal{O} 病 名

七 妊 娠 1 カゝ 否 か 別 及び 妊娠中である場合は妊 振週 数

L

7

る

0)

八 授 乳 て 1 る カン 否 カ \mathcal{O} 别

九 当 該要 指 導 医 薬 品 に 係 る 購 入、 譲 受け 又 は 使 用 \mathcal{O} 経 験 \mathcal{O} 有 無

+ 調 剤さ れ た薬剤又は 医 薬品 \mathcal{O} 副 作 用 その 他 \mathcal{O} 事 由 によると疑 われる疾病に か か つたことがあ るか 否

か \mathcal{O} 別 並 び に カゝ か つたことが ある場合は その症 状、 そ の時 期、 当該 薬剤 又は 医 · 薬 品品 \mathcal{O} 名 称、 有効 成

分、 服 用 L た量 及 び 服 用 0) 状 況

+ その 他 法 第三十六条 \mathcal{O} 六第 項 \mathcal{O} 規 定によ る情に 報 \mathcal{O} 提 供 及び指導を行うた \Diamond に 確 認 が 必 要 な 事 項

第百 五. + 九条 薬局 開 設者又は店舗 販 売業者は、 法第三十 -六条の 六第四 項 \mathcal{O} 規定による情 報 \mathcal{O} 提 供 又 は 指

導を、 次に掲 げる方法により、 そ \mathcal{O} 薬局 又は店 舗 に お 7 7 医薬品 の販売 又は 授与に従事 する薬剤 師 に 行

わせなければならない。

当該要指 導医薬品 の使用に当たり保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項について説

明を行わせること。

当該要指導医薬品 の特性、 用法、 用量、 使用上の注意、 当該要指導医薬品との併用を避けるべき医

薬品その他の当該要指導医薬品 の適正な使用のために必要な情報を、 その薬局若しくは店舗 にお *(*) 7

当該要指 導医薬品を購入し、 若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗 12 お 1 て当該

要指 導医 薬 品を購入し、 若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、 若しく は 譲 V)

受けられた当該要指導医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させ、 又は必要な指導を行わせ

ること。

三 必要に応じて、 当該要指導医薬品に代えて他 の医薬品 の使用を勧めさせること。

匹 必要に応じて、 医師 又は歯科 医師 の診 断を受けることを勧めさせること。

五. 当該情報の提供又は指導を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

第百五十九条の二の見出し中 「第三十六条の三第一項第一 号」を 「第三十六条の七第一項第一号」 に改

め、 同条中「第三十六条の三第一項第一号に規定する」を「第三十六条の七第一項第一号の」に改める。

第百 五十九条の三第一項中 「第三十六条の四第一項」 を 「第三十六条の八第一項」 に改める。

第百 五. 十九条 \mathcal{O} 七 第 項 中 「法第三十六条の 匹 第二 項 \mathcal{O} 規定による登録 (以 下 販 売従. 事 登録」 という

を 「販売従事 登録」に改め、 同条第二項第三号中 「覚せい剤」 を 「覚醒剤」 に改める。

0

第百五十九条の十四を次のように改める。

(一般用医薬品の販売等)

第百五 + 九 条 \mathcal{O} + 应 薬局 開 設者、 店舗 販売業者 又は配置販売業者は、 法第三十六条の 九 の規定 により、

第一 類医薬品につき、 次に掲げる方法により、 その薬局、 店舗又は区域において医薬品 の販売若しくは

授与又は配 置販売に従事する薬剤師に販売させ、 又は授与させなければならない。

受けた者 法第三十六条の十第 が 2当該情報 報 の提供の内容を理解したこと及び質問がないことを確認した後に、 項 **同** 1条第七 項にお 7 て準用する場合を含む。) 0) 規定による情 販売 報 の提供 又は を

授与させること。

当該第 類医薬品を購入し、 又は譲り受けようとする者から相談が あつた場合には、 法第三十六条

の十第五項 (同条第七項において準用する場合を含む。) の規定による情報の提供を行つた後に、 当

該第一類医薬品を販売し、又は授与させること。

当 該第 類医 薬品を販売 し、 又は授与した薬 剤 師 \mathcal{O} 氏 名、 当該薬局又は 店舗 \mathcal{O} 名称及び当該薬局

店舗 又は 配 置 |販売業者の 電話番号その 他連絡先を、 当該第一 類医薬品を購入し、 又は 譲り受けようと

する者に伝えさせること。

2 薬局 開設者、 店舗 販売業者又は配置販売業者は、 法第三十六条の九の規定により、 第二 類医薬品 又は

第三 類 医薬品 につき、 次に掲げる方法により、 その 薬局、 店 舗 又は 区域 に お V て 医薬品 \mathcal{O} 販売若しくは

授与又は配置販売に従事する薬剤師又は 登録販売者に販売させ、 又は授与させなければならない。

当該第二 類医薬品又は第三類医 、薬品を購入し、 又は譲 り受けようとする者から相談が あつた場合に

は、 法第三十六条 の 十 -第五 項 (同 条第七項に お 1 て準 用 する場合を含む。 0 規定に ょ る情! 報 0 提 供

を行つた後に、 当該第二 類医薬品 又は第三 |類医薬品を販売し、 又は授与させること。

当該第二 類医薬品又は第三類医薬品を販売し、 又は授与した薬剤師 又は 登録販売者 の氏名、 当該薬

局又は店舗 \mathcal{O} 名称及び当該薬局、 店舗又は配置販売業者 の電話番号その他連絡先を、 当該第二類医 薬

品 又は第三 類医薬品を購入し、 又は譲り受けようとする者に伝えさせること。

第百 \mathcal{O} 下に 五. 十九条 「その の十五第一項中 薬 局 又は 店 舗 に 「第三十六条の六第 お 1 て を加 え、 同 項」を 項 第 号中 「第三十六条の十第 「情報提 供 を 情 項」 報 に改め、 \mathcal{O} 提 供 に、 に より 第

条第一項第十号」 を 「第一条第一項第十二号」に、 「第二条第九号」 を 「第二条第十一号」に、 「又は

同 令第一条第 一項第四号」を 「若しくは同令第一条第一項第五号」に、 「第二条第四号」 を 「第二条第五

に改め、 交付する場所」 の 下 に 「又は特定 販売を行う場合にあつては、 当該薬局若 しく は店 舗 内 \mathcal{O}

場 所 を加え、 「及び第百 五 + -九条 の十 七 及 び 対 面 で を削 り、 同 項第二号を次の ように 改 8

当該第

類医薬品

0

用法、

用量、

使用上の注意、

当該第一

類医薬品との併用を避けるべき医薬品そ

 \mathcal{O} 他 の当該 第 類医薬品 の適 正 な使用のために必要な情報を、 当該第 類医薬品を購入し、 若しくは

譲 り受けようとする者又は当該第 類医薬品 を使用しようとする者の状況に応じて個 別に提供させる

と。

第百五十九条の十五第一項に次の四号を加える。

三 当該第 類医薬品 0 副 作用そ \mathcal{O} 他 <u>(</u>つ 事 由 によるものと疑わ れる症状が発生した場合の対応 について

説明させること。

匹 情報の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認させる

こと。

五. 必要に応じて、 医師 又は歯科医師の診断を受けることを勧めさせること。

六 当該情報の提供を行つた薬剤師の氏名を伝えさせること。

第百五十九条の十五第二項中「第三十六条の六第一項」を「第三十六条の十第一項」に、

「医薬品」

を

第 類医薬品」 に改め、 同条に次の二項を加 える。

3 法第三十六条の十第一項の厚生労働省令で定める方法は、 同項に規定する電磁的記録に記録された事

項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

4 法第三十六条の十第二項の厚生労働省令で定める事項は、 次のとおりとする。

年齢

他の薬剤又は医薬品の使用の状況

三 性別

四 症状

五. 前 号の症 状に関して医師 又は歯科医師の診断を受けたか否か の別及び診断を受けたことがある場合

にはその診断の内容

六 現にかかつている他の疾病がある場合は、その病名

ラーザリファー しょんて 氷氷フェンサイル・コム 外シ

八 授乳しているか否かの別

七

妊

娠し

て

7

るか

· 否 か

0

別及び

)妊娠中である場合は妊娠週数

九 当 該 第 類 医 薬 品 に係 る 購 入 譲受ける 又は使用 \mathcal{O} 経 験 \mathcal{O} 有 無

+ 調 剤さ れ た薬剤又は医薬品 \mathcal{O} 副作 用その他 事 由 によると疑われる疾病にかかつたことがあるか否

カゝ \mathcal{O} 別 並 立びにか か つたことが ある場合はその症状、 その時期、 当該薬剤又は医薬 品品 \mathcal{O} 名称、 有効成

分、服用した量及び服用の状況

+ その 他 法第三十六条 \bigcirc 十第 項 \hat{O} 規定による情 報 \mathcal{O} 提 供を行うため ど 確 認 が 必要な 事 項

第百 五. 十九条の十六中「第三十六条の六第二項」 を 「第三十六条の十第三項」 に改め、 「によ ŋ \mathcal{O}

下に

「その薬局

又は店舗

に

お

į١

て

を加え、

同

条第一

号 中

「情報提供」

を

「情報

の提供」

に改め、

対

面 で を削り、 同条第二号を削り、 同条第三号に後段として次のように加える。

この場合において、 同項各号中 「第一類医薬品」 とあるのは 「第二類医薬品」 と 同項第六号中 「薬

剤師」 とあ るのは 「薬剤! 師 又は 登録販売者」 と読み替えて適用する。

第百五十九条の十六第三号を同条第二号とし、 同条に次の五号を加える。

当該第二 類医薬品の用法、 用量、 使用上の注意、 当該第二類医薬品との併用を避けるべき医薬品そ

 \mathcal{O} 他の当該第二 類医薬品 の適正・ な使用のために必要な情報を、 当該第二類医薬品を購入し、 若しくは

譲り受けようとする者又は当該第二類医薬品を使用しようとする者の状況に応じて個 別に提問 供させる

兀 当該第二 類医薬品 の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応について

説明させること。

五. 情 報 の提供を受けた者が当該情報の提供の内容を理解したこと及び質問の有無について確認させる

こと。

六 必要に応じて、 医師又は歯科医師 の診断を受けることを勧めさせること。

七 当該情! 報の提供を行つた薬剤師又は登録販売者の氏名を伝えさせること。

第百 五. 十九条の十六に次の 項を加える。

2 法第三十 六 条 \mathcal{O} 十第四 項 \mathcal{O} 厚生労働省令で定める事 項は、 前条第四 |項各号に掲げる事 項とする。

場合におい て、 同項第九号中 「 第 類医薬品」 とあるの は 「第二 類医薬品」 と、 同 項第十一号中 「第三

十六条の十第一項」 とあるのは 「第三十六条の十第三項」 と読み替えて適用する。

第百 五 + 九条の十七中 「第三十六条の六第三項」 を 「第三十六条の 十第五 項」 に改 め、 「により、 \mathcal{O}

行う場所にお いて、」 を 「その薬局又は店舗にお 1 . て _ に改め、 「対面で」 を削り、 同 条第三号中 医 薬

下

に

「そ

 \mathcal{O}

薬

局

又

には

店

舗 に

お

1

て

を加

え、

同

条第

号及び第二号中

「当該

薬

局

又

は

店

舗

内

 \mathcal{O}

情

報

提

供

を

밆 \mathcal{O} 使用」 を 「当該 般用 医薬品の \mathcal{O} 使用」 に改め、 医薬品 \mathcal{O} 販売又は授与に従事 する薬剤師 又は 登録

販売者に」 を削 り、 同 条に次 いの三号が を加 え る。

兀 当該 般 用 医 薬 品品 \mathcal{O} 用 法 用 量 使 用 上 0 注 意、 当該 般 角 医薬品との 併 用 を避け るべ き医 薬品

 \mathcal{O} 他 · の 当· 該 般用医薬 品品 \mathcal{O} 適 正 な使用のために必要な情報を、 その薬局若しくは店舗 に お ** \ て当該

般用医薬品 を購入し、 若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若 しくは店舗 に お V · て当 該 般用

医薬品を購入し、 若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、 若しくは譲り受けら

れた当該 般用医薬品を使用する者の状況に応じて個別に提供させること。

五. 必要に応じて、 医 師 又は 歯科 医師 \mathcal{O} 診 断 を受けることを勧めさせること。

六 当該情報 報 の提供を行つた薬剤 師 文は 登録販売者の氏名を伝えさせること。

第百五十九条の十七に次の一項を加える。

2 薬局 開設者又は店舗 販売業者は 般用医薬品 の特定販売を行う場合にお いては、 当該一 般用 医薬品

を購入し、 若しく は譲り受けようとする者又は当 該 般用 医 薬品を購入し、 若しくは 譲 り受け た者若、

くはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該 一般用医薬品を使用する者が法第三十

六条の十第五 項の 規定による情報 の提供を対面 又は電話により行うことを希望する場合は、 その薬局又

は 店舗 に お 1 て医 1薬品 0) 販 売又は授与に従事する薬剤師 又は 登録販売者に、 対 面 又は 電 話により、 当該

情報の提供を行わせなければならない。

第百 五. 十九条の十八中「については、 前三条」の下に 「(前条第二項を除く。)」を加え、 「第百 五. +

九条の十五第 項第一 号 を 「第百 五十九条の十五第 項各号列記以外の部分中 「第三十六条の十第一項

ょ \mathcal{O} 12 < 項第十二号」に、 区 っつて」 + は . 域 とあるのは 「又は特定販売を行う場合にあつては、 七 同 一令第一条第一項第五号」に、 を削 同 り、 項第一号」に、 「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、 「又は」 同 第二条第九号」 とあ 条第二項第六号」を る \mathcal{O} 「情報提供」 は 「又は を 「第二条第四号」を「第二条第五号」に改め、 「第二条第十一号」 配 当該薬局若しくは店舗内の場所」 を 置した」 同 「 情 項第二号中 報 と の提供」に、 同 に、 条第二 「情報を、 「又は 項各号列 「第一条第一項第十号」 同 とあ 令 第 記 「薬局又は店舗」 るの 以 を加え、 条第 外 は \mathcal{O} 部 情 「交付する場 項第四 分中 「及び第百五 報 を を、 「第三十六 号」 とあるのは 「第 配 所 を 置 十九九 条第 販 若 条 一売に 0 条 \mathcal{O}

薬品 + 十第一項」とあるのは 十第七 · 第 一 号 とあるのは 並 を販売し」 びに前れ 項」とあるのは 項 に 条第 おいて準 「第三十六条の十第七項において準用する同条第二項」と、 を 「販売し」に、 号及び第二号」 用する同条第 「第三十六条の十第七項にお 「第三十六条の十第七項において準用する同条第一項」と、 「「医薬品を配置する」 を 項」と、 同同 条第三項中 同 ·条第四 į١ て準用する同条第一 「第三十六条の十第 項各号列 を 「「配置する」に、 記 以外の 項」 同 部分中 項」 項第十一号中 と、 とあ 「第三十 「第百 第百五· 同項第六号」に、 る $\overline{\mathcal{O}}$ 五 十九条の十六第 六条の十 は 十九条の十六 「第三十六条の 「第三十六条 第二 医医 第 項

 \mathcal{O}

第四 とする者又は は る 報 る同 \mathcal{O} 当 第百 を、 部 0) 項各号列記以外の 同 分中 該 薬 は 項」 条第三項」 区 同 条第一項」と、 配 局 五. 「第 とあ 十九九 項第 又は 域 置販売によつて」と、 「第三十六条の十第五項」とあるの 百 に その薬局若 匹 る 条の十 店 お 五. と、 号中 舗 十 Oけ は る 九 とあ 八にお 医薬品 部分中 条 「そ 「薬局 「第三十六条の十第七 O「第三十六条の十第三項」とあるのは 十八に 0) る しくは店舗 薬 į, を配 0) 又は店舗」 「第三十六条の十第三項」 て準用する前条第二項各号」と、 は 局若しくは店舗 「又は」とあるのは お 置する場所」 区 1 におい . 域 _ て 準 とあるのは と 用する前 頃にお て当該 실 は 同 に おい 項 「第三十六条 条第四 第 0) 7) 「区域」と、 下に 般用医薬品 て準 て当該 「又は配置した」と、 とあるのは「第三十六条の十第七項において準用 号及び第二号中 一用す 項各号」と、 般用 る同 同 の十第七項にお 「同条第三項」と、 同項第三号中 同項第一号」 を購入し、 項第二号中 医 条第四項」 薬品を購入し、 「薬 「第三十六条 若しくは譲り受けた者若しくは 同条第二項中 局 「前 に改め、 と 又は いて準用する同 「情報を、 条第一 前条第一 店 若しくは 舗 0 前条第四 二項各号」 十第 「 場 とあ 「第三十六条の十 とあ 所 項各号列記 項」 条第 譲 る 項各号」 とあ とあ り受け \mathcal{O} る とあ は 五. \mathcal{O} るの 項」 は る 区 とあ 以外 よう る \mathcal{O} 「情 لح は す

これらの者によつて購入され、

若しくは譲り受けられた当該

般用医薬品を使用する者」

とある

のは

配配

 \mathcal{O}

は

域

置販売によつて当該 般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は配置した当該一般用医薬

品を使用する者」と」を加える。

第百五十九条の十八の次に次の五条を加える。

(変更の届出)

第百五十九条の十九 法第三十八条第一項において準用する法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項

は、次のとおりとする。

店舗 販売業者 の氏 名 (店舗販売業者が法人であるときは、 その業務を行う役員の氏名を含む。 又

は住所

二 店舗の構造設備の主要部分

三 通常の営業日及び営業時間

四 店舗管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数

五. 店舗管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は

週当たり勤務時間数

六 当該店舗において販売し、 又は授与する医薬品の第百三十九条第三項各号に掲げる区分 (特定販売

を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。)

七 当該 店 舗 に お 1 て併 せ 行う店が 舗 販売業以外 \mathcal{O} 医 薬 品品 \mathcal{O} 販売業その 他 の業 務 \mathcal{O}

種

類

2 法第三十八条第 項にお いて準用する法第十条第 一項のに 規定による届出 につ ر را 、ては、 第十六条第二 項

か ら第四項までの規定を準用する。 この場合において、 同条第二項中 「前項第四号」 とあるのは 「第百

五. 十九条 0 + 九第 項第四号」と、 同条第三項第 号及び第二号中 第一 項 第 号 とあ るの は 「第百

五. + 九 条 \mathcal{O} + 九 第 項 第 号 と、 同 項第三号中 第 項第四 号又は第五号」 とあ る $\overline{\mathcal{O}}$ は 「 第 百 五. + 九

条の十九第 項第四号又は第五号」と、 同条第四 |項中 前 項第二号」とあるのは 「第百 五. 十九条の十九

第二項にお 7 て準 用する前 項第二号」と読み替えるものとする。

第百 五 + 九条 が 二 十 法第三十八条第一 項にお *(*) て準用する法第十条第二項の厚生労働省令で定める事 項

は、次のとおりとする。

一 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

二 特定販売の実施の有無

 \equiv 第百三十九条第四項各号に掲げる事項 (主たるホームペ ージの構成の概要を除く。)

2 法第三十八条第 項において準用する法第十条第二項の規定による届出については、 第十六条の二第

項及び第三 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 を準 用する。 この 場合において、 同条第三項中 「前項」 とあるの は 第 百 五. 十九

条の二十第二項にお いて準 用する前項」と、 「第一条第四項各号」とあるのは 「第百三十九条第四 |項各

号」と読み替えるものとする。

第百五十九条の二十一 法第三十八条第二項にお () て配置販売業について準用する法第十条第一項 への厚生

労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

配置販売業者 の氏名 (配置販売業者が法人であるときは、 その業務を行う役員の氏名を含む。)又

は住所

二 営業の区域

三 通常の営業日及び営業時間

四 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

五 区域管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数

六 区 域管理者以外の当該区域におい て薬事に関する実務に従事する薬剤師 又は登録販売者の氏名又は

週当たり勤 務時 間 数

七 当 該 区 域 に お 1 て 配 置 「販売に ょ つて 販売 Ļ 又は 授与する医 薬品 の第百四 十八条第二 項第八号イ ゕ

らニ 一まで に 掲げ る 区 . 分

八 当 該 区域 にお いて併せ行う配置販売業以外の医薬品の販売業その他の業務 0の種1 類

2 法第三十八条第二項に お ** \ て配 置 販売業につい 7 準 用する法第十条第 項 \mathcal{O} 規定による届 出 に つい 7

は、 第 十六条第二 項 か 5 第 匝 項 ま で \mathcal{O} 規 定を準 用 する。 この 場合 に お 1 て、 同 条 第 項 中 「前 項 第 匝

とあるの は 「第百 五. 十九条の二十一第一 項第五号」と、 同条第三 項各号列記 以外の部 分中 都 道 府 県

知 事 (その 所 在地が保健 所を設置する市又は特 別 区の 区域 にある場合においては、 市 長又は区長。 以下

この 項 12 お 1 て同じ。 とある \mathcal{O} は 都道 府 県 知 事 と 同 項 第 号及び第二号中 「第 項 第 号

とあ る \mathcal{O} は 第百 五. 十九条の二十 第 項 第 号 と、 同 項 第三 一号中 第 項第 四号 又 は 第 五号」 とあ

るの は 「第百 五十九条の二十一第 項第五号又は第六号」と、 同条第四項中 「都道 府 県 知 事 (その 所 在

地 が 保健所を設置する市 又は特別 区 (T) 区 域にある場合にお 7 ては、 市長又は区長) __ とあるのは 「都道

府県知事」と、 「前項第二号」とあるのは「第百五十九条の二十一第二項において準用する前項第二号

」と読み替えるものとする。

第百 五 十九条の二十二 法第三十八条第二項におい て卸売販売業について準用する法第十条第 項の厚生

労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

卸売販売業者の氏名 (卸売販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。)

又

は住所

二 営業所の名称

三 営業所の構造設備の主要部分

四 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

五 営業所管理者の氏名又は住所

六

放射性医薬品を取り扱うときは、その放射性医薬品の種類

七 当該営業所において併せ行う卸売販売業以外の 医薬品 の販売業その他の業務の種 類

法第三十八条第二項にお いて卸売販売業につい て準用する法第十条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による届出について

2

は、 とあ 知 とあ 事 るのは 項 第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。 (そ るのは に お \mathcal{O} 7 所 「第百五十九条の二十二第一項第一 て同じ。 在 第 地 が 百 五十九 保 健 所 とあ を設置 条の二十二第一 る する市 \mathcal{O} は 都 文 は 項第五号」と、 道 府 特 号 県 別 知 区 ٢, 事 \mathcal{O} 区 この場合において、 と 同項第三号中 域 同 に 同 あ 条第三項各号列 る場 項第一号及び第二号中 合に 「第一項第四号又は第五号」 お 7 記 7 同条第二項中 は、 以外 \mathcal{O} 市 部 長 「 第 又 分中 一項第 は 前 区 項第四 都 長 道 とあ 号 以下 府 号 県

道 在 従 る 事 0 府 地 県知 す は が 保 る薬 第 事 健 百 所 剤 と、 を設置する市 師 五 十 若 九条の二十二第 L 前 < は 項第二号」 登 又は特 録 販 売 とあるの 者」 別 項第五1 区 \mathcal{O} لح あ 区 号」 は 域 る に \mathcal{O} 「第百五十九条の二十二第二項にお と、 は ある場合にお 管 管 理者」 理者又は いては、 と 当 同 ||該薬! 条第 市 長又は区長)」 局 兀 項 に お 中 1 . て薬事 いて準 都 道 府 とあ 用する前 県 に 関す 知 る 事 \mathcal{O} る実務に そ 項第二 は \mathcal{O} 都 所

号 と読 み替 えるも のとする。

休 廃 止 等 \mathcal{O} 届 書 \mathcal{O} 様 式

又は

休

止

し

た店舗

 \mathcal{O}

店

舗

配

の営業所を再開

した場合に

おける法第

第百 五 + 九条 の二十三 販売業 店 舗 販売業 心の店舗、 置販売業若しくは卸売販 配 置 販売業若 しくは 売業 卸 :売販売業の営業所を廃止し、 休止

三十八条第一項又は第二項において準用する法第十条第一 項の規定による届出は、 様式第八による届書

を提出することによつて行うものとする。

第百六十条第四項中「第八条及び」及び後段を削る。

第百七十三条の見出 し並び に同 条第 一項第四号及び第四 垣中 「譲受」 を 「譲受け」 に改める。

第百七十四条第一項中 「第十条 の規定により変更の届出をしなければならない」 を 「第十条第 項 \mathcal{O} 厚

生労

(働省令で定める)

に改め、

同

条第二項中

前

項

 \mathcal{O}

を

「法第四

一十条第

項に

おお

١ ر

て準

甪

する法第十条

第 項 \mathcal{O} 規定による」 に改 め、 同 条第三項 第三号中 「覚せ 1 剤 を 「覚醒 剤 に 改 がめる。

第百七十五条第三項中「譲受」を「譲受け」に改める。

第百七十六条第一項中 「第十条の規定により変更の 届出をしなければならない」 を「第十条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 厚

生労 、働省令で定める」に、 「所在地 は を 所 在 地 を に改 め、 同 条第二項中 前 項 \mathcal{O} を 「法第 匹 1十条

第二 項に お 1 て準 用する法第十条第 項 \mathcal{O} 規定による」 に改 らめる。

第百七十七条中「第十条」を「第十条第一項」に改める。

第百八十条第四]項中 「第八条及び」 を削り り、 地方厚生 局 長 を 地方厚生局長」 に改め、

「前条」とあるのは 「第百八十条第四項において準用する前条」と」を削る。

第七 中 第二百 「第 号の厚生労働省令で定める」に、 五. 十条第六号の規 九条の二の 見出、 定に . し 中 より直接 「第三十六条の三第一項」を「第三十六条の七第一 の容器を 「第三十六条の三第一項」を 又は 直 接 \mathcal{O} 被包に 記載するように定められた」 「第三十六条の七第一項」に、 項」 に改め、 を 同 「 第 条第一項 五. 「を記 + 条

2 に お 前 項 1 て、 \mathcal{O} 表 同 \mathcal{O} 条第 下 ・欄に掲げ 二項中 る字句 前 項の文字」とあ 0 記 載については、 るの は 前条第二項及び第三項 「第二百 九条の三第 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 規定を準 表 \mathcal{O} 下欄 用する。 に 掲げ る字 この場合 句

載

なければならない」を「とする」に改め、

同条第二項を次のように改める。

と 「文字を」とあるのは 同 条第三項中 「第一項の文字」とあるのは 「文字及び数字を」 と読み替えるものとする。 「第二百九条の三第一 項 の表 「の下欄に掲げる字句」と、

第二百九条 の二第三項を削 り、 同条を第二百九条の三とし、 第二百九条の次に次の一 条を加える。

(要指導医薬品の表示)

2 第二百九条の二 前項の文字は黒枠の中に黒字で記載しなければならない。 法第五十条第六号の厚生労働省令で定める事項は、 ただし、 「要指導医薬品」 その直接の容器又は直接 の文字とする。 の被包の

色と比較して明瞭に判読できない場合は、 白枠の中に白字で記載することができる。

3 第 項の文字については、 工業標準化法 (昭 和二十四年法律第百八十五号) に基づく日本工業規格

以 下 日 本 İ 業規格」 という。 Z 八 三 〇 五 に規定する八ポ イン ト以上の大きさの文字を用 1 な け れ ば

できない場合は、この限りではない。

ならない。

ただし、

その・

直

接の容器又は直

|接の被包の

面積が狭いため当該文字を明瞭に記載することが

第二百十条中 「第五十条第十三号の規定により医薬品の直接の容器又は直接 の被包に記載され

れ ばならない」 を 「第五 十条第十四号 \mathcal{O} 厚生労働省令で定める」 に改 め、 同 条第 五号中 「第二類 医 . 薬 品 \mathcal{O}

うち、 特 莂 の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するもの (以 下 「指定第二類医薬品」 という。

」を「指定第二類医薬品」に改める。

第二百十一 条第一 項 中 「明 りよう」 を 「明瞭」 に改め、 同 項 0 表法第五 十条第八号の 項 中 「第 五 + 条第

八号」 を 「第五 十条第九号」 に改め、 同 表法第五十条第九号の 項中 「第五· 十条第九号」 を 「第 五十 -条第十

に改め、 同表法第五十条第十号の項中 「第五十条第十号」を 「第五十条第十一号」 に改め、 同 表法 第

十条第十一号の項中 「第五十条第十一号」 を 「第五十条第十二号」に改め、 同表法第五十条第十二号の

五.

てい

なけ

項 中 「第五十条第十二号」を「第五十条第十三号」に改め、 同表法第五十条第十三号の項中 「第五十条第

十三号」を 「第五十条第十四号」に改め、 同条第二項中 「明りよう」を 「明瞭」 に改める。

第二百 十四条第二項中 「第五十条第八号」 を 「第五· 十条第九号」 に、 第十号」 を 「第十一号」 に改め

る。

第二百十五条第一項の表法第五十条第八号の項中「第五十条第八号」を「第五十条第九号」に改め、 同

条第二項 の表法第五十条第七 号の項中 「第五十条第七号」を 「第五十条第八号」 に改め、 同 表法第五 十条

第八号の 項 中 第 五. 一十条第八号」 を 「第五十条第九号」に改め、 同 .表法第五十条第十三号の 項中 「 第 五 +

条第十三号」を「第五十条第十四号」に改める。

第二百十六条第一項の表法第五十条第七号の項中 「第五十条第七号」を 「第五十条第八号」に改め、 同

表 法 第 五. 十条第八号 \mathcal{O} 項中 「第五十条第八号」を 「第五十条第九号」に改め、 同 表 法第五 十条第 九 号 Ō 項

中 「第 五十条第九号」 を 「第五十条第十号」に改め、 同 表法第五十条第十号の項中 「第五 十条第十号」を

号」 「第五十条第十一号」に改め、 に改め、 同 表法第五十条第十三号の項中 同表法第五十条第十一号の項中 「第五十条第十三号」を 「第五十条第十一号」を 「第五十条第十四号」 「第五十条第十二 に改める。

第二百十六条の二第一項中「第三十六条の三第二項」を「第四条第五項第四号の規定による指定を変更

第五 した場合、 一号の」 を 法第三十六条の七第二項」に改め、 「 第 条第三項第五号の規定による」に改 「第二号の」 め、 の 下 に 「第二百九条 「規定による」 か 二 二 の 下 に を加え、 第二百 「第二百十条 九 条 \mathcal{O}

三」を加える。

第二百十七条の見出し中「添附文書」を「添付文書」に改め、 同条中「明りよう」を「明瞭」 に改める。

第二百十八条の二第一 項各号列記以外の 部分中 「及び」を「又は」に、 第五十七条 の 二 一第二 項」 を

十号」 第五十七条の二第三項」 を 「第一条第一項第十二号」に、 に改 め、 同 項第 一号中 「第二条第九号」を「第二条第十一号」に、 「かぎ」を 「鍵」に改め、 同 項 第二号中 「かぎ」 「 第 を 条 第 「 鍵 」 項 に 第

改め、 同条を第二百十八条の三とし、 第二百十八条の次に次の一条を加える。

(要指導医薬品及び一般用医薬品の陳列)

第二百十八条 の 二 薬局 開 設者又は 店 舗 販売業者は、 法第五十七条の二第二項の規定により、 要指導医 薬

品 及び一般用医薬品を次に掲げる方法により陳列しなければならない。

要指導医薬品を陳列する場合には、 要指導医薬品陳列区 画 \mathcal{O} 内部 の陳列設備に陳列すること。 ただ

鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し

若 しくは 譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、 若しくは譲り受けられた医薬品を使

用する者 が 直接手の触れ られない陳列 設備 に陳 列 する場合は、 この 限 りでない。

要指述 導 医 |薬品| 及び一般用医薬品を混在させないように陳列すること。

第二百二十八条第四項の表医薬部外品の項第三欄中 「第五十条第八号」を 「第五十条第九号」に、 「第

五. 十条第十一号」を 「第五十条第十二号」に、 「第五十条第十二号」を 「第五十条第十三号」に、 「第五

十条第十三号」を 「第五十条第十四号」に、 「第十号」を「第十一号」に改 め、 同 表 化 粧 品品 \mathcal{O} 項第三欄 中

「第五十条第十二号」を「第五十条第十三号」に、 「第五十条第十三号」を「第五十条第十四号」に、

第五十条第八号」を 「第五十条第九号」に、 「第十号」を「第十一号」に改め、 同表医 療機器の の項第三 欄

中 第 五. 十条第八号」 を「第五十条第九号」に、 「第十号」を「第十一号」に改める。

第二百三十五条中 「第五十条第七号」を 「第五十条第八号」に、 「第九号」を「第十号」 に改める。

第二百六十六条中 「第八十条第四項」を 「第八十条第五項」に改める。

第二百六十七条第 一項第一号中 「第八十条第五項」 を 「第八十条第六項」 に改める。

様式第一(第一条関係)

薬局開設許可申請書

薬	局	の		名	ı	称	
薬	司	0	所		在	地	
薬 局	Ø 7	構造	殳	前の	り様	既 要	
調剤及 又は授-							
医 薬 品 行 う) 販売 体制	又 O		授 <i>!</i> 概	与 を 要	
(基	人開	に 設 役 員	つ の の	業	を移り		
通常の	営	業日及	とび	営	業日	時 間	
相談時	,及	び緊急	息時	Ø	連	絡 先	
特定	販	売の質	起 旅	<u>ii</u> 0	のす	言 無	有・無
申そ含 請者業	(1)	法第75 により れたこ	許可				
(法を を が が が が が が が が が が が が が	(2)	禁錮以れたこ		刑(に処	せら	
申請者(法人にあつてはその業務を行う役員を含む。)の欠格条項	(3)	薬事に これに 反した	基づ				
は	(4)	後見開 ている		審	判を	受け	
備考						考	

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年 月 日

 住 所 (法人にあつては、主)

 たる事務所の所在地)

 氏 名 (法人にあつては、名)

 称及び代表者の氏名)

都 道 府 県 知 事 保健所設置市市長 殿 特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 薬局の構造設備の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、 同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 7 申請者の欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。

様式第五(第六条関係)

薬局開設許可更新申請書

許	可	番号及	とび	年月	日						
薬		局の)	名	称						
薬	扂	司 の	所	在	地						
変更	事				項	変	更	前	変	更	後
変更内容											
申請者	(1)	法第75 より許可									
(法人に	(2)	禁錮以」たこと	上の肝	引に処-	せられ						
申請者(法人にあつては、役員を含む。)の欠格条項	(3)	薬事に れに基っ こと									
、その	(4)	後見開め	台の箸	挙判を	受けて						
備					考						

上記により、薬局開設の許可の更新を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主) たる事務所の所在地 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者の氏名

都 道 府 県 知 事 保健所設置市市長 殿 特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 第 16 条第 1 項各号に掲げる事項について変更のあつた日から 30 日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。また、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 4 第 16 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。
- 5 申請者の欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。

様式第六中「無十六条」を「無十六条、無十六条の二」に、 「第百二十七条」や「第百二十七条、 第石

五十九条の十九から第百五十九条の二十二まで」以、 「蕃빡」を「蕃빡」に改める。

様式第八中「第百三十二条」を「第百三十二条、 第百五十九条の二十三」以、 「幸」 を「楷書」 に改

様式第七十六を次のように改める。

める。

様式第七十六(第百三十九条関係)

店舗販売業許可申請書

店	舗	O.)	名	称	
店	浦	の	所	在	地	
店舗	のす	冓 造	設備	前の木	既 要	
医 薬 品 行 う	品 の イ) 販 売 本	艺又 [] の		与を要	
(法 店舗 行っ		に あ 売 業 没 - 員	者の			
通常の	営	業日	及び	営業	時間	
相談時	并及	び緊	急 時	の連	絡 先	
特定	販	売 の	実 旅	i の 7	有 無	有 無
申請者(法人にあつてはその業務を行う役員を含む。)の欠格条項	(1)	法第7 により れたこ	5条第) 許可 こと	第1項の を取り)規定消さ	
(法を)	(2)	禁錮じ れたこ	人上の こと	刑に処	しせら	
にあっている。	(3)	薬事に これに 反した	.関す .基づ と	る法令	 	
は	(4)	後見開ている	対のこと	審判を	受け	
備					考	

上記により、店舗販売業の許可を申請します。

年 月 日

 住 所 (法人にあつては、主)

 たる事務所の所在地)

 氏 名 (法人にあつては、名)

 称及び代表者の氏名)

都 道 府 県 知 事 保健所設置市市長 殿 特 別 区 区 長

(注意)

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。 店舗の構造設備の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のと おり」と記載し、別紙を添付すること。 4 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、
- 同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 5 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記 載すること。
- 6 申請者の欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、 (1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び違 反した年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。

様式第七十八を次のように改める。

様式第七十八(第百四十二条、第百四十九条、第百五十五条関係)

医薬品販売業許可更新申請書

許「	可番	: 号及び年月日						
店舎	甫又	は営業所の名称						
		しくは営業所の 又は営業の区域						
変更	事	項	変	更	前	変	更	後
変更内容								
申請者	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと						
(法人に	(2)	禁錮以上の刑に処せ られたこと						
申請者(法人にあつては、役員を含む。)の欠格条項	(3)	薬事に関する法令又 はこれに基づく処分に 違反したこと						
、その	(4)	後見開始の審判を受 けていること						
備		考						

店舗販売業

上記により、配置販売業の許可の更新を申請します。 卸売販売業

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主) たる事務所の所在地 (法人にあつては、名) 年 名 (殊及び代表者の氏名)

都 道 府 県 知 事 保健所設置市市長 殿 特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 配置販売業にあつては、店舗又は営業所の名称欄の記載を要しないこと。
- 4 次に掲げる事項について変更のあつた日から30日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあつた事項について、変更内容欄に記載すること。
- (1) 店舗販売業者にあつては、第159条の19第1項各号に掲げる事項
- (2) 配置販売業者にあつては、第159条の21第1項各号に掲げる事項
- (3) 卸売販売業者にあつては、第159条の22第1項各号に掲げる事項
- 5 店舗販売業者にあつては、第159条の20第1項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。
- 6 店舗販売業及び配置販売業において、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があった場合のうち、新たに当該店舗又は区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となった者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 7 申請者の欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。

様式第八十三(第百四十八条関係)

配置販売業許可申請書

営	業	\mathcal{O}	区		域	
医 薬 占 行 う		り 販売 ス 本 制	スは i の	授 与 概	を 要	
(法配 置 う	人 販 ⁷	に あ [*] 売 業 者 役 員	つ て の の	は務氏) を名	
通常の	営	業日及	び営	業時	間	
相談時	F 及	び緊急	時の	連 絡	先	
申そ含語業	(1)	法第75条 により許 れたこと				
(接を 分 を の 欠	(2)	禁錮以上れたこと	.の刑(こ処せ	ら	
申請者(法人にあつては、その業務を行う役員を含む。)の欠格条項	(3)	薬事に関 これに基 反したこ	づくタ			
は、	(4)	後見開始 ているこ		判を受	け	
備					考	

上記により、配置販売業の許可を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主) たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者の氏名)

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 医薬品の販売又は授与を行う体制の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、 同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 5 申請者の欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。

様式第八十六(第百五十三条関係)

卸売販売業許可申請書

営	業	所	O,)	名	称	
営業	È Ī	近 (カ	所	在	地	
営業原	折の	構	告 訍	计備	の根	死 要	
医薬品	品の	保名	管 影	计備	の頂	₫積	
医 薬	品	の	取	扱	品	目	
	VIII.		氏			名	
	業理	所 者	住			所	
Н		н	資			格	
兼営	1	事	業	の	種	類	
相談問	寺 及	び緊	急!	時の	連糸	各先	
申そ含 請者業。	(1)	法第 によ れた	り許				
(法人)	(2)	禁錮. れた		の刑	に処	せら	
申請者(法人にあつては、その業務を行う役員を含む。)の欠格条項	(3)	薬事 これ 反し	に基	づく	法令		
は、	(4)	後見 てい	開始るこ	の審 と	判を	受け	
備						考	

上記により、卸売販売業の許可を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主) たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名) 称及び代表者の氏名)

都道府県知事 殿

(注意)

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙の とおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 医薬品の取扱品目欄には、全般的に取り扱う場合は推定による販売品目数を、特定品目群のみを取り扱 う場合はその特定品目群の名称及び推定による販売品目数を記載すること。
- 営業所管理者の資格欄には、薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、薬 剤師以外の者であるときはその者が第154条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 兼営事業の種類欄には、当該営業所において他の業務を併せ行うときはその業務の種類を記載し、ない ときは「なし」と記載すること。
- 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記 載すること。
- 申請者の欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終 わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。

様式第八十六の三中 「第 36 条の 4 第 2 項」 を 「第36条の8第2項」 に改める。

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二 (第十五条の六、 第十五条 の十四、 第百 兀 十七条の七、 第百四十七条の 十二関係

第一 薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項

一 許可の区分の別

薬 后開! 設者又は 店舗販売業者 の氏名又は名称その他の薬局 開設の許 可証又は店舗販売業の許可 証

の記載事項

三 薬局の管理者又は店舗管理者の氏名

匹 当該薬局 又は店舗 に勤務する薬剤 師 又は登録販売者の別、 その氏名及び担当業務

五 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分

六 当 該 薬 局 又は店舗 に 勤務する者の名札等による区 別に関する説 明

七 営業・ 時 間 営業時 間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品 の購入又は譲受けの申込みを受

理する時間

八 相談 時及び緊急時 の電話番号その他連絡先

要指導 医薬品 及び一 般用医 薬品 \mathcal{O} 販 売に関する制度に関する事 項

要指導 医 薬品、 第 類 医 薬品、 第二 類 医 薬品 及び第三 類 医 薬品 の定 義並 びにこれらに関 す うる解説

要指導 医 . 薬 品、 第 類 医 薬品、 第二 類 医 薬品 及び 第三 類 医薬 品 \mathcal{O} 表示に関する 解説

要指導医薬品、 第 類医薬品 第二 類医薬品及び第三類医薬品 の情報 \mathcal{O} 提供及び指導に関する解説

兀 要指導 医薬品 \mathcal{O} 陳列 (C 関 する 解説 \equiv

五. 指 定 第 類 医 薬 品品 \mathcal{O} 陳 列 (特 定 販 売を行うことについて広告をする場合にあ つて は、 当該. 広告 に お

ける表示。 七に お いて同じ。 等に関する解説

六 指定第二 類 医 薬品を購入し、 又は譲り受けようとする場合は、 当該指定第二類医薬品 の禁忌を確認

すること及び当該 指定第二 類 医 薬品 の使 用に つい て薬剤師又は 登録販売者に相談することを勧め る

旨

七 般用医薬品 の陳列に関する解説

八 医薬品 による健 康被害 の救済に関する制度に関する解説

九 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置

十 その他必要な事項

別表第一の二の次に次の二表を加える。

別表第一の三(第十五条の六、第百四十七条の七関係)

一 薬局又は店舗の主要な外観の写真

二 一般用医薬品の陳列の状況を示す写真

三 現 在 勤 務 L て 1 る薬 剤 師 又 は 登 録 販 売者 \mathcal{O} 別 及 び その 氏 名

兀

開

店

時

間

と特定

販売を行う時

間

が異

なる場合に

あって、

は

その

開店時間

間

及び

特定販売を行う時間

五. 特定販売を行う薬局 ^肉製造販T 売医薬品 (毒薬及び劇薬であるものを除く。 又は 般用医薬品 の使用

期限

別表第一の四(第百四十九条の十関係)

第一 区域の管理及び運営に関する事項

一許可の区分の別

- 配 置 販売業者の氏名又は名称そ 0 他 0 配置販売業の 許 可 証 \mathcal{O} 記 載 事項
- 三 区 域 管 理 者の 氏 名
- 兀 当 該 区 域 に勤 務 する薬剤師 又 は 登 録 販 売者 \mathcal{O} 別 その 氏 名 及び 担当業
- 五. 取 り 扱 Š 般 用 医薬 品 \mathcal{O} 区 分
- 六 当該 区 域 に勤 務 する者 \mathcal{O} 名札等による区別に関する説
- 七 営業 時 間 営業 時 間 外で 相談 できる時 間 及 び 営 業時 間外で 医薬品 の配 置 |販売による購 入又は 譲受け

明

 \mathcal{O} 申 込 4 を受理 す る 時 間

- 八 相 談 時 及 び) 緊急 時 \mathcal{O} 電 話番号そ 0 他 連 絡 先
- 第二 般 用 医 薬品 \mathcal{O} 販 売に 関する 制 度に 関 はする 事 項

第

類

医

. 薬

品、

第二

類

医

薬品

及

び第三

類

医

薬

品

 \mathcal{O}

定

義並

び

にこれらに

関

す

Ź 解 説

- 第 医 薬 品 第二 医 薬品 及 び 第 医 薬 品 \mathcal{O} 示 に 関 る 説
- 類 類 類 表 す 解
- \equiv 第 類 医 薬品、 第二 類 医 |薬品| 及び第三 類医薬品 \mathcal{O} 情報 \mathcal{O} 提供に 関する解説
- 兀 指定: 第二 類医薬品 の定義等に関する 解説

五. 指定第二 類医薬品を配置販売により購入し、 又は譲り受けようとする場合は、 当該指定第二 類 医 薬

밆 \mathcal{O} |禁忌 を 確認すること及び当該指定第二 類 医薬品の使用につい て薬剤師 又は登録販売者に相 談する

ことを勧める旨

六 一般用医薬品の陳列に関する解説

七 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説

八 個 人情 報 \mathcal{O} 適 正 な 取 扱 1 を確 保 するため \mathcal{O} 措 置

九 その他必要な事項

(薬局等構造設備規則の一部改正)

第二条 薬局等 構 造 設 備 規 鴚 (昭和三十六年厚生省令第二号) の 一 部を次のように改正する。

第 条第 項 中 第十二号を第十四号とし、 第十一 号を第十三号とし、 同 項 第十 号中 第 九 条 の 二 及 び 法

-六条 \bigcirc 六 第 項 カゝ 5 第三 項 ま で 並 び に 薬事 法 施行 規 則 (昭 和 三十 六年 厚 生 省 令第 号。 以下 施施 行

規 則 という。 第 十五 条の六第 項及び 施行規 測第. 十五条 の七 第 項 を 「第九条の三 第 項 及び 第 厄

項、 第三十六条の 匹 第 項及び第四 回項並び に第三十六条の六第一 項及び第四 項 に基づき情報を提 供 及

Ļ び指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、 同 号 ハ 中 「第二百十条第五号」 を 「第一条第三項第五号」に、 第三項及び第五項」に改め、 「かぎ」 を 鍵」 に改め、 同号ニを同号ホと 同号 ハを同

号ニとし、 同 号 口 を同 一号ハとし、 同号、 イの 次に 次のように加える。

口 要指 導 医薬品 を陳列する場合には、 要指 導 医薬品 陳 列 区 画 の内 部 又は近接する場所にあること。

第一 条第一項第十号を同項第十二号とし、 同項第九号イ中 「陳列棚その他 この設備 (以 下 「陳列設備」 لح

いう。 を 陳列設備」 に改め、 同 号ハ 中 第一 類医薬品 品品 を を 開 店 诗 間 \mathcal{O} うち、 第 類医 薬 品品 を

に、

「営業

詩

間

を

一時

間

に

改め、

同

. 号

を同

項第

+

号とし、

同

項

第

八号

ハ 中

医

薬品

を

購

入

を

調 剤された薬剤若しくは医 .薬品を購入し」 に改め、 同号を同項第九号とし、 同号の次に次の一号を加える。

+ 要指導医薬品を販売し、 又は授与する薬局にあつては、 次に定めるところに適合するものであるこ

と。

1 要指 導 医薬品を陳列するために必要な陳列棚その他 この設備 (以 下 「陳列設備」 という。 を有す

ること。

口

要指 導医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲 (以 下 「要指導医薬品陳列区 画

に医薬品を購入し、 若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲

り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、 若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が

進 入することができないよう必要な措置が採られていること。 ただし、 要指導医 薬 品品 を陳 列 な

場合又は鍵をか けた陳列設備その 他医薬品を購入し、 若しくは譲り受けようとする者若しく は 医 薬

品 を購入し、 若しくは 譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、 若しくは譲り受けられ

た医薬品 を使用する者が直接手 の触れられな 7 陳列設備に陳列する場合は、 こ の 限 りでない。

ノヽ 開 店 時 間 のうち、 要指 導 医薬品 記を販売 又は 授与、 L ない 時間が、 ある場合には、 要指導 医薬 品品 陳

列区画を閉鎖することができる構造のものであること。

第一 条第一項第七号中 「かぎ」 を 「 鍵 」 に改め、 同号を同 項第八号とし、 同項第六号を同項第七号とし

同 項 第五号中 般 角 医 . 薬 品」 を 「要指導医薬品 又は 般 用 医薬品」 に改め、 「あつては、 0 下 に

開 店 時 間 (薬事 法施行 行 規則 (昭和三十六年厚生省 令第一号。 以下 「施行規則」という。) 第十四 条 の 三 第

を同項第六号とし、 項に規定する開 店時間をいう。 同項第四号中 以下同じ。) 「又は」 の 下 に のうち、 「調剤された薬剤若しくは医薬品を」 を加え、 「営業時間」 を 時 を加え、 間」 に改 め、 同号を同 同 号

項第五号とし、 同項第三号を同項第四号とし、 同項第二号を同項第三号とし、 同項第一号を同項第二号と

し、同項に第一号として次の一号を加える。

調 剤され た薬剤 又は 医 薬品を購 入し、 又は 譲 り受けようとする者が容易に出入りできる構造であ

、薬局であることがその外観から明らかであること。

第一条第一項に次の一号を加える。

十五 営業時 間 のうち、 特定販売 (施行規則第一 条第二 |項第四号に規定する特定販売をいう。 以下同じ

のみを行う時 間 が あ る場合 に は、 都道 府 県 知事 (その 所在 地が 地 域 保健 法 昭昭 和二十二年 法 律 第

百一号) 第五条第 一項の政令で定める市 . (以下 「保健所を設置する市」という。 又は特別区 (T) 区 域

に ある場合においては、 市長又は区長) 又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督

を行うために必要な設備を備えていること。

第一 条第二項第一号中 「地くずれ」 を 「地崩、 れ に改め、 同項第三号中 「しゃ *(*) 壁 を 「遮: 蔽 壁 に

「しやへい物」を 「遮蔽物」に、 「被ばく」を 「被爆」 に改め、 同項第五号中 「とびら、 ふた」 を 「扉

蓋 に、 「かぎ」 を 「 鍵 」 に改め、 同項第六号中 「附されて」 を 「付されて」 に改め、 同項第七号中

ひろがり」を「広がり」に改め、 同条第四項第二号中「しやへい壁」を「遮蔽壁」に、 「しやへい物」を

「遮蔽物」に改める。

第二条第九号中 「第三十六条の六第 一項から第三項まで」 を 「第三十六条の六第 項及び第四 項, に基

き情 報を提供 Ļ 及び指導を行うため の設備が 並びに法第三十六条の十第一 項、 第三項 及び第五項」 に改め

同 号 、 ハ 中 般用医薬品」 を「要指導医薬品又は 般用医薬品」 に改め、 同号ハを同号ニとし、 同 号 口

中 「かぎ」 を 鍵」 に改め、 同号口 を同号ハとし、 同号イを同号口とし、 同号にイとして次のように加え

る。

1 要指導医薬品を陳列する場合には、 要指導医薬品陳列区 .画の内部又は近接する場所にあること。

第二条第九号を同条第十一号とし、 同条第八号 中 「かぎ」 を 「鍵」に改め、 同号ハ中 「 第 一 類医薬品

を を 開 店 時 間 のうち、 第 類医薬品を」 に、 「営業時間」 を 一時 間 に 改 め、 同 号を 同条第十号とし

同 条第七号中 「かぎ」を 「 鍵 」 に改 め、 同号を同条第八号とし、 同号の次に次の 号を加える。

九 要指導医薬品を販売し、 又は授与する店舗にあつては、 次に定めるところに適合するものであるこ

کی

1 要指導医薬品を陳列するために必要な陳列設備を有すること。

口 要指 導 医薬 品陳列 区 画に医薬品を購入し、 若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、

若 しく は 譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、 若しくは 譲り受けら れ た医薬 品品 を 使

用する者が進入することができないよう必要な措置が採られていること。 ただし、 要指導 医薬品 を

陳列しない場合又は鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、 若しくは譲り受けようとする者若

は譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、

若しくは

譲

り受け 5 れ た医薬品を使用する者が 直 接手の 触 がれられ、 ない陳列 設備 に陳列する場合は この 限 りで

ない。

しく

は

医薬品を購入し、

若しく

ノヽ 開 店 時間のうち、 要指導医薬品を販売し、 又は授与しない時間が ある場合には、 要指導医薬品陳

列区画を閉鎖することができる構造のものであること。

第二条第六号を同条第七号とし、 同 条第五号中 般用医薬品を販売し」 を 開 店時 間 0 うち、 要指 獐

医

薬品

又は

般用医薬品を販売し」に、

「営業時

間」

を

「時間」

に改め、

場合には、」

の 下 に

「要指

医薬品又は」 を加え、 同号を同条第六号とし、 同条中第四号を第五号とし、 第一号から第三号までを一号

ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

医薬品 を購入し、 又は 譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、 店舗であることが

その外観から明らかであること。

第二条に次の一号を加える。

営業時間 のうち、 特定販売のみを行う時間がある場合には、 都道府県知事 (その店舗 の所在地が

保健所を設置する市 文は 特別区 \mathcal{O} 区域にある場合におい ては、 市長又は区長) 又は厚生労働大臣 が 特

定販売 0 実 施 方法に関する適切 な監督を行うため に必要な設 欧備を備え えていること。

第三条第一項第六号中「かぎ」を「鍵」に改める。

(薬局 並びに店 舗販売業及び 配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一

部改正)

第三条 薬局 並 び に 店 舗 販 売業及び配 置 販 売業の業務 を行う体制 を定める省令 (昭 和三十 九 年厚生省令第三

号)の一部を次のように改正する。

第一 条第一項中 「医薬品 \mathcal{O} 調剤及び」を 「調剤及び調剤された薬剤又は医薬品 \bigcirc に改め、 同項第一号

中 「営業時間」 を 開店時 間 (薬事 法施行規則 (昭 和三十六年厚生省令第一 号。 以下 「施行規則」 という

第十四 条の三第 項に規定する開店時間をいう。 以下同じ。 に改め、 同項第二号中 日平均 取

扱 処方せ ん数」 を 日 平 均 取扱処方箋数」 に、 総 取 扱 処力せ ん数」 を 総総 取 扱処方箋数」 に、 耳 鼻

1 んこう科」 を 耳 鼻 咽 喉 科 に、 処 方 せ λ \bigcirc を 処 方箋 \bigcirc に 改 め、 同 項 第三号中 「 第 類 医 薬

を 要指 導 医 薬品 又 は 第 類 医 |薬品」 に改 め、 同 項 第十二号中 第三十六条の六 第 項 カ 5 第 三項 ま で

並 び に 薬事 法 施 行規則第十五 条の六第一項及び第十五条の七第一 項」 を「第三十六条の 兀 第 項及 (び第四

項

並

び

に第三十六条

 \mathcal{O}

六第

項

及び

第

四

項

 \mathcal{O}

規定によ

る

情

報

の提

供

及び

)指導:

並

び

に

法第三十六

条

 \mathcal{O}

+

第

項 第三項 及 CK 第 五. 項」 に 改 め、 研 修」 \mathcal{O} 下 に (特 定 販 売を行 う薬 局 に あ 0 7 は、 特 定 販 売 12 関 する

研 修を含む。) を 加え、 同号を同項第十四号とし、 同 項 第十一号中 「第九条の二」 を 「第九 条 の 三 一第

項 及び 第四 項」 に改り め、 「提供」 の 下 に 「及び指導」 を加 え、 同号を同項第十三号とし、 同 項第十号を同

項 第十二号とし、 同 項 第 九 号中 第 類 医薬 品品 を 要 指 導 医 |薬 品品 に、 「営業時 間 を 「 開 店 時 間 に

改 め、 総 和 が、 0) 下 にこ 「要指学 導指導 医 薬品 又 は を加 え、 同号を同 項第十号とし、 同 号の 次に 次 \mathcal{O}

号を加える。

+ 第 類 医薬品を販売 し、 又は授与する薬局にあつては、 第 類医薬品を販売 し、 又は授与する開

店 時 間 \mathcal{O} 週 間 の総和 が、 要指導医薬品又は 般用医薬品を販売し、 又は授与する開 店時 間 \mathcal{O} 週 間

の総和の二分の一以上であること。

第 条第 項 第八 一号中 第 類 医 薬 品品 を を 要指 導医 薬 品品 又 は 第 類 医 薬 品 を に改 め、 てに お 1 7

 \mathcal{O} 下 に 「要指 導医 薬品 又 は を、 薬 局 内 \bigcirc \mathcal{O} 下 に 要指 導 医 薬 品 \mathcal{O} 情 報 \mathcal{O} 提 供 及び 指 導を行 う場 所

並 び に を加 え、 情 報 提 供 を 情 報 \mathcal{O} 提供」 に、 「営業 時 間 を 開 店 時 間 に · 改め、 同 号を 同 項 第

九号とし、 同 項第七 号中 般 用 医 薬 品品 を 「要指 導 医 薬 品 又 は 般 用 医薬 品 に、 営 業 時 間 を 開

店 時 間 改 \Diamond 同 | 号を同 項 第 八号とし、 同 項 第 六 号 中 般 用 医 薬 品 を を 要指 導 医 薬 品 又 は 般 用

医 薬品 を に 改 め、 薬 局 に お いて」 0 下 に 「要指 導医薬品 又は」 を、 薬 局 内 \bigcirc O下 に 「要指 導 医 薬

品 \mathcal{O} 情 報 \mathcal{O} 提 供 及び 指導を行う場所 (薬 局 等構 造 設 備 規則 (昭 和三十六年 厚生省令第二号) 第 条 第 項

第 十二号に規 定する情 報 を提供 及 び 指導を行うため \mathcal{O} 設 備 が あ る場 所 を 7 う。 第 九 号 12 お 1 て 同

並 び に を 加 え、 情 報 提 供 を 情 報 \mathcal{O} 提 供 に、 薬 局 等 構 造 設 備 規 則 (昭 和 三十 六 年 厚 生 省 令 第

二号) 第 条 第 一項第十号」 を 「薬局等構 造設備品 規 則第 条 第 項第十二号」に、 「以下 第八号」 を 「第

九号」 に、 「営業時 間 を 開 店時 間 に 改め、 同号を同項第七号とし、 同項 第五号中 「薬事 法 施 行 規 則

昭昭 和三十六年厚生省令第一号) 第七条第四号」を 「施行規則第一条第五項第二号」に、 「いう。 以下」

する勤 を 務 \ <u>'</u> 時 特定 間 数 を除 販売 く。 (施行規 以下この条及び 則第一条第二項第四号に規定する特定販売をいう。 次条にお ** \ . て _ に、 「営業時 間 を 「開 以下同じ。 店 時 間 に 改 め、 0 み É 同 . 号を . 従

同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五. 営業時 間 、又は営業時間外で相談を受ける時間内は、 調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、

若し

< は 譲り受けようとする者又は 調 剤され た薬剤若しくは 医薬品を購入し、 若しくは譲 り受け た者若

くは 5 の者によつて購 入され、 若し Š は 譲 り受けら れ た医 薬 品 を使用 パする者 か 5 相 談が あ つた 場

項 \mathcal{O} 規定による情 報の提供又は指導を行うための 体制を備えてい ること。

合に、

法第九条の三第四

心項、

第三十六条の四第四項、

第三十六条の六第四

項又は第三十六条の十

第五

第一 条第二 項 中 「前 項第十号か ら第十二号」 を 「前項第十二号か ら第十四号」 に改め、 同]項第四 一号中

情報提供」の下に「及び指導」を加える。

第二条第一 項 中 「第二十六条第二項第二号」を 「第二十六条第四項第二号」 に改め、 同項第一号中 「第

類 医薬品」 を 「要指導医薬品又は第 類医薬品」 に改め、 同項第七号中 般用医薬品 の情報 提供」 を

法第三十六条の六第一 項及び第四 「項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、

第三項及び第 五. 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による情 報 \mathcal{O} 提 供」 に改 め、 「その 他 .._ の \mathcal{O} 下に 要指導医薬品 及び」 を加え、

を行う店 般 用 舗 医 薬 に 品品 あ 0 \mathcal{O} て 適 は 正 販 売等」 特 定 、販売に を 「要指 関 ける研 導 医 修を含む。 薬 品 等 \mathcal{O} 適 正 販 売等」 を加え、 に 同号 改 め を 同 項 研 第九号とし、 修」 \mathcal{O} 下 に 同 特 項 第六 定 販 号 売

中 第 類医薬品」 を 「要指導医薬品 に、 「営業時日 間 を 開 店時 間 に 改 め、 総総 和 が、 の 下 に

要指 導医 薬 品品 又は」 を 加 え、 同 号を同項第七号とし、 同 号 0) 次に次 \mathcal{O} 号を加える。

八 第 類 医 薬 品 を 販 売 又 は 授 与す る店 舗 に あ 0 7 は 第 類 医 薬 品 を 販 売 又 は 授 与す る 開 店

時 間 \mathcal{O} 週 間 \mathcal{O} 総 和 が、 要指 導 医 平品 又は 般用 医 、薬品を販売し、 又は 授与する開 店 時 間 \mathcal{O} 週 間 \mathcal{O}

総 和 の二分 の 一 以上であること。

0 第二 下 一条第 に 「要 指 項 第 導 医 五. 号中 薬 品品 又 第 は を、 類 医 薬 品品 店 を 舗 内 \bigcirc を 要指 \mathcal{O} 下 導医 に 要指 薬 品品 導 又 は 医 第 薬 品 類 \mathcal{O} 情 医 薬品 報 \mathcal{O} を 提 供 に 及 び 改 8 指 導 を てに 行 う お 場 1 所 7

並 び に を加 同項第四号中 え、 情 報提 供 般用! を 情 報 \mathcal{O} 提供」 に、 「営業・ 又は 時 間 般用 を 開 店 時 間 に改め、 同 号 を同 項 第

六号とし、

医薬品」

を

「要指

導医薬品

医薬品」

に、

「営業時

間

を

「開

店時 間」 に改め、 同号を同項第五号とし、 同]項第三号中 「において、」 の 下 に 「要指導医薬品又は」を、

「店 舗 内 *の* の 下 に 「要指導医薬品 の情 報 \mathcal{O} 提供 及び指導を行う場所 (薬 局 等構造設備規 則第二条第十一

号に 規定する情 報を提供 及び指導 導 を行うため \mathcal{O} 設 備 が あ る場 所 を 1 う。 第六号に お 7 て 同 並 てバ

に を加え、 情 報 提供」 を 情 報 \mathcal{O} 提供」 に、 「第二条第九号」 を 「第二条第十一号」 に、 「以下: · 第 五

号」 を 「第六号」に改め、 「数が、」 の 下 に 「要指導医薬品 又は」 を加え、 「営業時間」 を 「開店 時 間

に改 かめ、 同号を同 項第四号とし、 同項第二号の次に 次 の 一 号を加える。

営 業 時 間 又 は営業 時 間 外では 相 談を受ける時 間 内 は、 医 薬 品品 を 購 入し、 若しく は 譲り受けようとする

者又は医薬品を購入し、 若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、 若しくは 譲 V)

受け 6 れ た医薬品を使用する者 から相談が あ つた場合に、 法第三十六条の六第四項又は第三十六条 \mathcal{O}

十第 五 項 0 規定に よる情 報 \mathcal{O} 提 供 又は 指導 を行 うため \mathcal{O} 体 制 を備 えていること。

第二条第二 項 中 「前 項第七 号」 を 「前項第九号」 に 改 め、 同 項第二号及び第三号中 般用医薬品 \mathcal{O} 適

正販売等」を「要指導医薬品等の適正販売等」に改める。

第三条第一 項第五号中 般用医薬品 \mathcal{O} 情報! 提 供 を 「法第三十六条の十第七項におい て準用する同条

第一項、第三項及び第五項の規定による情報の提供」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、 薬事 法及び薬剤師法の一 部を改正する法律 (以 下 「改正法」という。 の施行の日

平成二十六年六月十二日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省・ 令の 施 行 \mathcal{O} 日 (以 下 「施行日」 という。 前にされ た改 正法第一 条の規定による改正前 \mathcal{O} 薬

事 法 (以 下 「旧法」という。)第三十条第一項又は第三十四条第 項の 許可の申請であって、 この省令 \mathcal{O}

施 行 !の際許| 可をするかどうか の処分がされてい ない ものについての許可又は不許可の処分については、 な

お従前の例による。

第三条 この 省令の施 行 \mathcal{O} 際現に旧 法第四条第一項又は第二十六条第 一項の 許可を受けている者 改 正 法 附

則第二条の規定によりなお従前 の例によることとされたこれらの項の許可を受けた者を含む。 以下同

は、 この省令の施行 の際現にその薬局又は店舗にお いて要指導医薬品を販売し、 又は授与している場合

に は、 施行 日 から起算して三十日を経過する日までに、 その 薬局又は 活舗 の所在 地の都道 府県 知 事 (その

薬 局 又は 店 舗 \mathcal{O} 所在 地 が 地 域 保健 法 (昭 和二十二年法律第百 号) 第五 条 第 項 \mathcal{O} 政令で定め る市 (以 下

保保 健 所 を設 置 す á 市 とい う。 又 は 特 別 区 \mathcal{O} 区 域 に あ る場合に お V て は、 市 長 又は 区 長。 次 項 に お

て同じ。)にその旨を届け出なければならない。

2 0 省 令 0 施 紀行の際! 現に . 旧 L法第四· [条第一 項又は第二十六条第一項の許可を受けている者は、 この 省

 \mathcal{O}

施 行 \mathcal{O} 際 現 に 特 定販 売 <u>こ</u>の 省令第 条 \mathcal{O} 規定に よる改 Ī 後 \mathcal{O} 薬事 法 施行 規則 (以 下 新 規 則 という。

第 条 第 項 第四 号に 規定する 特 定 販 売 を 1 う。 以 下 同 ľ を行 0 7 1 る場合には、 この 省 令 \mathcal{O} 施 行

後 直ち に、 そ \mathcal{O} 薬 局 又 は 店 舗 \mathcal{O} 所 在 地 \mathcal{O} 都 道 府県 知事 に、 新 規 別期第 一条第四項第三号、 第四 号及び第六号

に 掲げ る事 項 又 は 新 規 則第百三十 九条第四項第三号、 第四 号及び第六号に掲げる事 項を記述 載 Ü た書類が を提

出しなければならない。

第四 条 \sum \mathcal{O} 省 令 \mathcal{O} 施 行 0) 際 現に 旧 法 第四条 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許 可を受けて 7 る者 改 Ē 法 附則第二 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ

な お 従 前 \mathcal{O} 例 によることとされ た同 項の 許可を受けた者を含む。) は、 この 省令の 施行後当該 許 可 に 0

 \mathcal{O} 最初 \mathcal{O} 更新 \mathcal{O} 申請をするときは、 新規 別様式 第五による申請 書 に、 改正 法第 条の 規定による改正 後

て

掲 \mathcal{O} 薬事法 げ る事 項を記 (以 下 載し、 「新法」という。) た書類並びに特定販売を行う場合にあっ 第四条第三項第四号イに掲げる書類及び新規則第一条第二項第三号に ては、 同条第四項第二号に掲げる事 項 及び主

た

こるホ

ムペ

ジ

 \mathcal{O}

構

成

の概

要を記

載

じた

書類を添

付

L

なけ

'n

ばなら

ない。

2 \mathcal{O} 省令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現に 旧 法第二十六条第 一項 $\hat{\mathcal{O}}$ 許可を受けてい る者 (改正 法 附則第二条の 規定 によ

て な \mathcal{O} お 従前 最 初 の更新 の例によることとされた同項の許可を受けた者を含む。) \mathcal{O} 神請、 をするときは、 新規則 様式 第七十八による申請書に、 は、 この 新法第二十六条第三 省令の施行後当該 許 項 可 第四 に つ 号

に 掲 げ る 書 類 及 び 新 規 則第 条第二項第三号に掲 げ る事 項 を記 載 L た 書 類 並 び に 特定販売 を行う場 合 12 あ

っては、 新規 則第百三十九条第四 項第二号に掲げる事項及び主たるホ ムペ] ジ の構 成 の概要を記 載 した

書類を添付しなければならない。

3 \mathcal{O} 例 によることとされ \mathcal{O} 省 令 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 た 同 現 E 項 旧 \hat{O} 法第三十条第 許 可を受けた者を含む。) 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 許 可を受けてい は、 こ の る者 省令 附 \mathcal{O} 施 則 行後当 第二条 該 \mathcal{O} 許 規定 可 にこ に つ ょ り 1 な 7 お \mathcal{O} 従 最 初 前

 \mathcal{O} 更 新 \mathcal{O} 申請をするときは、 新規 則様式第七十八による申請書に、 新規 則第百四十八条第二項第八号に掲

る書 類 並 び に相談時及び緊急時 O電 話番号その他連絡先を記載した書類を添付しなければ ならない。

げ

4 0 省令 の施行の際現に旧法第三十四条第一項の許可を受けている者 (附則第二条の規定によりな お従

前 \mathcal{O} 例 によることとされた同 項の許 可 を受けた者を含む。) は、 ک 0) 省令 の施行後当該 許 可 に 0 7 7 \mathcal{O} 最

連絡先を記載した書類を添付しなければならない。

初

 \mathcal{O}

更

新

の申

請

をするときは

新

規

劐

様式第七十八に

ょ

る申

請

書

に、

相

談

時

及び

緊急時

 \mathcal{O}

電

話

番

号そ

0

他

第五 条 都道 府 湯 果 知 事、 保健 所を設置する市 の市 長又は特 別区の区長は、 この省令の施行後この 省令の施 行

 \mathcal{O} 際 現に 旧 法 1第四条第 第 項又は第二十六条第 項 \hat{O} 許 可 を受けて 7) る者に係る当該 許 可 に 0 ** \ て \mathcal{O} 最 初 \mathcal{O}

更新をするま で \mathcal{O} 間 新 規 則 第七 条 **新** 規 別第百 兀 十二条に お 1 て 準 用 す る場合を含む。 以 下 \mathcal{O} 項 に お

11 て同じ。) に規定する台帳に、 当該者に係る新規則第七条第五号、 第十 一号及び第十二号に掲げる 事 項

(特定販売を行う際に使用する通 信手段及び主たるホ ムペ ージアドレ スを除く。 を記載することを要

しない。

2

け \mathcal{O} た者を含む。 都 可を受け 道 府 県 知 てい 事 は、 に係 る者 0) る当該許可 (附 省令 則第二条の の施行後この に · 規定 7 て の最初 に 省令 よりなお従 . D 施行 \mathcal{O} 更新をするまでの間、 \mathcal{O} 前 際 現 \mathcal{O} に 例によることとされたこれらの 旧 法第三十 · 条 第 新規則第百四 項 文は 十 第三十 九条又は第百 項 兀 \mathcal{O} 許 条 可 第 を受 五 項

十五条において準用する新規則第七条に規定する台帳に、 当該者に係る同条第五号及び第十一号に掲げる

事 項を記載することを要しない。

第六条 店 舗 販売業者 は 新 規則第一 百 匝 一十条第 項 第 号の規 定に か カン わらず、 平成二十九年六 月 十 日 ま

で 0 間 は 要指 導医薬品を販売し、 又は授与する店舗 に お 7 て薬剤師を店舗管理者とすることができな

場合には、 要指導医薬品若しくは第 類医薬品を販売し、 若しくは授与する薬局、 薬剤に 師が 法店舗管理 理 者 で

あ る要指導医薬品若 しくは第 類医薬品を販売し、 若しくは授与する店舗 販売業又は薬 剤 師 が 区域 管 理 者

で あ る第 類 医 薬品 を配 置 販売す る 配 置 1販売業 に お 1 て 登 録 販売者として三年 以 Ĺ 一業務 に . 従 事 L た者 で あ

って、 その店舗にお 1 て医薬品 \mathcal{O} 販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることがで

きる。

2 店 舗 販売業者は、 新 規 削 第百四 1十条第 項 第 号の規 定 に か カン わ らず、 平成二十九年六月十二日 カン 5

分 \hat{O} 間 は、 要指 導医 |薬品を販売 又は授与する店舗 に お 7 て薬剤 師 を店舗管理者とすることができな

場合には、 次の各号に掲げ る期間 の合計が三年以上である登録販売者であって、 その店舗において医薬品

販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

 \mathcal{O}

- 要指導 医薬品を販売し、 若しくは授与する薬局又は薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品を販売し
- 若しくは授与する店舗 販 発業に おい て登録販売者として業務に従事した期 間
- 要指 導 医 薬 (品を販力 売 し、 又は授与する店舗 \mathcal{O} 店 舗 管理 者 であ 0 た 期 間
- 3 要 指 導 医薬 品品 [を販売] し、 又は授与する店 舗 0 店 舗 販売業者 は、 当 該 店 舗 の店 舗管理者 が薬剤師でな 場
- 合には、 店 舗 管理者を補佐する者として薬剤師 を置かなければならない。
- 4 前 項 に規定す うる店舗 管理者を補佐する者 は 保 健 .衛生上支障を生ずるおそれがないように、 店舗 販売業
- 者 岌 び 店 舗管 理 者に 対 L 必 要な意見を述べ なけ れ ば なら な
- 5 規定による店 店 舗 販売業者及び店舗管理者は、 舗管理者を補佐する者 の意見を尊重しなければならな 第三項 の規定により店舗 管理者を補佐する者を置いたときは、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$
- 6 薬 局 開 設者 は そ 0) 薬 局 12 お 1 て第 項又は 第二項第一 号に規定 する登録 販 売者としての業務 に従 事 Ĺ
- た者か 5 その 業務 に従事したことの 証明を求められたときは、 速やかにそ の証 明を行 わ なけ れ ば なら
- \ \ \
- 7 店 舗 販売業者は、 その店舗 におい て第一 項若しくは第二項第一号に規定する登録販売者とし ての業務に

従事 した者又は同項第二号に規定する店舗管理者であった者から、 その業務に従事したこと又はその店舗

の店 舗管理者であったことの証明を求められたときは、 速やかにその証明を行わなければならない。

8 配 置 販売業者は、 そ 0 区 |域 E お 7 7 第 項に規・ 定する登 録 販売者としての業務 に 従 事 L た者か 5 その

業務に従事したことの 証明 を求められたときは、 速や か にその証明を行わなけ れば ならな

9 前三 項 の場合にお いて、 薬局開設者、 店舗販売業者又は配置販売業者は、 虚偽又は不正 0) 証 明を行って

はならない。

第七 条 この 省 令の 施 行 \mathcal{O} 際 が現にある るこの省令による改 正 前 \mathcal{O} 様式 (以 下 旧 様式」 という。 によ り 使用

されて いる書 1類は、 この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第八条 この省令の 施 行 の際現にある旧様式による用紙につい ては、 当分の間、 これを取り繕って使用する

ことができる。

第九条 薬事 法 附 則第. 六 条 \mathcal{O} 規定により 薬種 商 販 売 光業の許 可を受けたものとみなされた者 (薬事 法 0 部 を

改 正する法律 (平成十八年法律第六十九号) の施 行の日までの 間 継 続 して当該許可 (その更新 に · 係 る 同 法

第一条による改正前 の薬事 法第二十八条第 項の 許可を含む。 により薬種商販売業が営まれてい る場合

に 限る。 以 下 一旧 <u>.</u> 薬種. 一商」という。) は、この省令の施行の際現にその 店舗 にこ お į١ て要指導医薬品を販売

又は授与してい る場合には、 施 行 日 か 5 起算して三十日を経過する日までに、 その店が 舗 \mathcal{O} 所在 地 \mathcal{O} 都

道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 旧 薬 種 商 は この 省 令 . (T) 施 行 \mathcal{O} 際 現 に特 定 販売 を行って 7 る場合には、 この省令の施 行後直ちに、 その

店 舗 \mathcal{O} 所 在 地 0) 都道府県知 事 に、 新規則第百三十九条第四項第三号、 第四号及び第六号に掲げる事 項を記

載した書類を提出しなければならない。

3 旧 薬 種 商 は この 省 令 \mathcal{O} 施 行 後当 該 許 可 に 0 **\ 7 \mathcal{O} 最 初 \mathcal{O} 更 新 \mathcal{O} 申 請をするときは、 薬事 法 施 行 規 則

 \mathcal{O} 部を改正する省令 (平成二十一 年厚生労働省令第十号) 第一 条 *(*) 規定による改正前 の薬事 法 施 行 規 魺

(以 下 「平成二十一 年 改正 前規則」 とい . う。 様式第七十八による申 請書に、 新法 第二十 六条第三項 第四

号に ·揭 げげ る書 類 及び 新 規 則 第 条 第二 項第三号に掲げ る事 項 を記 載 L た 書 類 並 び に 特定 販 売 を行う場合に

あ つ 7 は 新 規 別第 百 三十 九 条第四 |項第二 号に掲げる事 項及び主たるホ ムペ 1 ジ 0 構 成 0 概要を記 載

た書類を添付しなければならない。

4

旧 薬 種 商 は、 新規則第百五 山十九条 0 十九第一 項第六号に掲げる事項を変更したときは、 三十 日以内に、

その店舗 の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 旧 薬 種 商 は 新規 則第百五十九条の二十第一項各号に掲げる事 項を変更しようとするときは、 あらかじ

め、 そ \mathcal{O} 店 舗 \mathcal{O} 所在 地 \mathcal{O} 都 道 府 県知事 にその旨を届 け出 「なけ、 れ ばならない。

6 前二 項 の規定による届出は、 平成二十一年改正前規則 様 式第六による届書を提出することによって行う

ものとする。

7 当 該 店舗 に お いて新 たに特定販売を行おうとする場合にあっては、 前項の届 書に、 新規則第百三十九条

第四 項各号に掲 げる事 項 を記 載 した書類を添えなけ れ ばならな

8 施 行 日 から 起算して三十日を経過する日までの 間に生じた第五項に規定する事項に係る同項の 規定 の適

用 について は 同 .項中 「変更しようとする」 とあるのは 「変更した」と、 「あらかじめ」 とあるのは

十日以内に」とする。

厚 生労働省 0) 所管する法令の 規定に基づく民間事業者等が行う書面 の保存等における情報通信 の技術 \mathcal{O}

利用に関する省令の一部改正)

第十条 厚生労働省の 所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面 の保存等における情報通 信 の技

術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表一薬事法施行規則 (昭和三十六年厚生省令第一号) の項を次のように改める。

									十六年厚生省令第一号)	薬事法施行規則(昭和三	
第九十八条の二第六項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)	む。)の規定による報告の保存	第九十八条の二第五項第二号(第九十八条の四において準用する場合を含	む。)の規定による報告及び記録の保存	第九十八条の二第四項第五号(第九十八条の四において準用する場合を含	の規定による契約書の保存	第九十八条の二第三項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)	第七十六条第一項の規定による登録台帳の備付け	第十四条第三項から第五項までの規定による書面の保存	第十三条第三項の規定による帳簿の保存	第十三条第一項の規定による帳簿の備付け	

第百五十八条の三第一項の規定による帳簿の備付け
第百四十九条の五第三項から第五項までの規定による書面の保存
第百四十九条の四第三項の規定による帳簿の保存
第百四十九条の四第一項の規定による帳簿の備付け
第百四十六条第三項から第五項までの規定による書面の保存
第百四十五条第三項の規定による帳簿の保存
第百四十五条第一項の規定による帳簿の備付け
第百三十条第三項の規定による帳簿の保存
第百七条の規定による帳簿の備付け及び保存
第百四条の規定による記録、書類等の保存
の規定による文書の保存
第九十八条の二第七項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)
の規定による契約書の保存

第十三条第二項の規定による帳簿の作成	薬事法施行規則
表第二薬事法施行規則の項を次のように改める。	別表第二薬事法施行規則
)の規定による回収処理記録の保存	
第百九十一条第四項第三号(第百九十二条において準用する場合を含む。	
)の規定による苦情処理記録の保存	
第百九十一条第三項第二号(第百九十二条において準用する場合を含む。	
第百七十三条第三項の規定による書面の保存	
合を含む。)の規定による帳簿の保存	
第百六十四条第三項(第百七十八条第二項及び第三項において準用する場	
合を含む。)の規定による帳簿の備付け	
第百六十四条第一項(第百七十八条第二項及び第三項において準用する場	
第百五十八条の四第二項の規定による書面の保存	
第百五十八条の三第三項の規定による帳簿の保存	

第百四十九条の五第一項、第二項、第四項及び第五項の規定による書面の	第百四十九条の四第二項の規定による帳簿の作成	第百四十六条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定による書面の記載	第百四十五条第二項の規定による帳簿の作成	第百七条の規定による帳簿の記載	第百四条の規定による記録、書類等の記載	第九十八条の二第五項第一号の規定による記録の作成	の規定による契約の締結	第九十八条の二第六項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)	の規定による契約の締結	第九十八条の二第三項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)	第七十六条第一項の規定による登録台帳の記載	第十四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定による書面の記載

(薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

記載
第百五十八条の三第二項の規定による帳簿の作成
第百五十八条の四第一項の規定による書面の記載
第百六十四条第二項(第百七十八条第二項及び第三項において準用する場
合を含む。)の規定による帳簿の記載
第百七十三条第一項及び第二項の規定による書面の記載
第百九十条の規定による記録の作成
第百九十一条第三項第二号(第百九十二条において準用する場合を含む。
)の規定による苦情処理記録の作成
第百九十一条第四項第三号(第百九十二条において準用する場合を含む。
)の規定による回収処理記録の作成

附 則第六条中 「新施行規則」を「薬事法施行規則」 に改め、 「及び配置販売業者」 を削 り、 配 置 販

売業者、 薬事 法 の 一 部を改正する法律 平 成十八年法律第六十九号。 以 下 「改正法」という。 附 則 第二

条に 規定する る既 存 般 販売業者、 改 正 法附 則 第五 条に規 定す る既 存 薬種: 商 を 「及び」に、 改 正 法 \mathcal{O}

施 行 \mathcal{O} 日 を 薬事 法 の 一 部を改正する法律 平 成十八年法律第六十九号。 以 下 「改正法」という。 \mathcal{O}

施行 \mathcal{O} 日 に改り め、 「限る。 の下に「」 と、 「配置販売業者」 とあるのは 配配 置販売業者」 を加える。

附 三則第九句 条中 「第三条第 項、 第六条第一 項及び」 を削り、 「新施 行 規則」 を 「薬事: , 法施行! :規則」 に改

め、同項の表を次のように改める。

十号)による改正前の薬局等構造設	定する情報を提供し、及び指導を行	
省令(平成二十一年厚生労働省令第	十二号若しくは第二条第十一号に規	一項第一号
薬事法施行規則等の一部を改正する	薬局等構造設備規則第一条第一項第	第百五十八条の十二第
陳列棚その他の設備	陳列設備	
列している場所	薬品陳列区画	
要指導医薬品又は第一類医薬品を陳	要指導医薬品陳列区画又は第一類医	第百四十七条第二項

	りでない。	
設備に陳列すること。	陳列設備に陳列する場合は、この限	
	かけた陳列設備	
	設備に陳列すること。ただし、鍵を	号
鍵をかけた陳列棚	要指導医薬品陳列区画の内部の陳列	第二百十八条の二第一
	第五号若しくは第二条第五号	
	ある場所若しくは同令第一条第一項	
	定する情報を提供するための設備が	
	十二号若しくは第二条第十一号に規	一項第一号
旧構造設備規則第三条第四号	薬局等構造設備規則第一条第一項第	第百五十九条の十五第
	五号	
いう。)第三条第四号	一条第一項第五号若しくは第二条第	
備規則(以下「旧構造設備規則」と	うための設備がある場所又は同令第	

必要な措置が採られている	医薬品を購入し	備から一・二メートル以内の範囲	指定第二類医薬品を陳列する陳列	陳列設備	る情報を提供するための設備	項第二号 十二号又は第二条第十一号に規定す	第二百十八条の三第一 薬局等構造設備規則第一条第一項第	りでない。	陳列設備に陳列する場合は、この	かけた陳列設備	項第一号 設備に陳列すること。ただし、鍵	
必要な措置が採られている場所に陳		に	設 医薬品を購入し	陳列棚その他の設備		す。するための設備	第 薬剤師又は登録販売者が情報を提供		限 設備に陳列すること。		<u>を</u>	

列する

附則第十三条を次のように改める。

第十三 条 改 正 法附 則 第 + 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 配 置 販 売 業 \mathcal{O} 許 可を受けた者とみなされ た t \mathcal{O} に 0

て \mathcal{O} 薬 事 法 施 行 規 則 0 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 1 て は 第 百 兀 +九 条 か 二 第一 項第二号中 登 録 販 売 者 とあ る

 \mathcal{O} は 既存 配 置販売業者 (薬事 法 \mathcal{O} 部を改正する法律 (平成十八年法律第六十九号) 附則 第十 条 に 規

定する既 存 配 置販売業者をいう。 以 下 同じ。 \mathcal{O} 配 置 員」 と、 同 条第二 項中 又 は 薬 剤 師 が 区 域 管 理 者

で あ る第 類 医 薬 밆 を配 置 販 売す る配 置 販 売業 に お 1 7 登 録 販売 者として」 とあ る \mathcal{O} は 若 < は 薬 剤

師 が 区 域 管理者である第 類医薬 品品 を配置 販売する配置 販売業に お 1 7 登録販売者として、 又は 薬 剤 師

が 区 域 管 理者である第一 類医薬品 [を配置] 販売する既存 配 置 販売業におい て配置員として、 _ と 第 百 几

十 九 条 \mathcal{O} 五. 第 四 項 第 匝 号、 第百 兀 + 九 条 O七、 第 百 兀 + 九 条 \mathcal{O} 十三第 項 第 百 匹 + 九 条 \mathcal{O} + 几 及 び 第

百 五. + 九 条 \mathcal{O} + 应 第 二項 中 登 録 販 売者」 とあ る \mathcal{O} は 既 存 配 置 販 売 業 者 \mathcal{O} 配 置 員 と 第 百 兀 十 九 条

 \mathcal{O} 六中 登 録 販売者又は 一般従事 者 (その区 「域に、 お V 7 実務に従事 する薬剤 師 又は 登録 派販売者: 以 外 \mathcal{O}

者をいう。 第百四 + -九条の 十二第一 項にお 7 て同じ。 _ とある 0) は 「又は既 **存配置** 販 (売業者) O配 置 員

者 条第三項」 は 第十三条 項 \mathcal{O} 配 般 とあ 第百 従 置 員 事 の規定により読み替えて適用され と る 匹 で 者であつた者」 0 あ 十九条の十二第一 は 0 た者」 薬 薬事 局 又 と、 は 法 とあ 店 施 第 舗 行 項 中 百 る 規 とあ 則 0 几 等 は 「薬剤に 十 る \mathcal{O} 九 「実務に 0) 条 は る第百四 師 部を改正する省令 \mathcal{O} 十三 又は登録 区 従事 域」 一第 十九条の二第二項」 L とあ た既 項 販売者の管理の下に実務に従事 中 存配 る 「第 \mathcal{O} 平 は 百 置 成二十 販 兀 同 + 条 条第三項」 と、 第 一年 二項 \mathcal{O} 淳 第百 配 生 又 置 と、 一労働 員又は 五 は 干 第 した一 九 省 百 条の <u>-</u>令第. 薬 既 兀 存 局 + 般従事 又は 十八中 + 配 九 号) 置 条 店 販 \mathcal{O} ·者 又 附 舗 売 同 則 第 業

第二 とあ とあるの 一項中」 る $\overline{\mathcal{O}}$ は は とある 区 \neg 域」 登 \mathcal{O} は と 録販売者」とあ 同 項第七 登 録 販 号中 売 るの 者 「登録 とあ は 「既 販売者」 る 存配置 \mathcal{O} は とあ 既 販売業者 存 るの 配 置 は 0 販 売業 配置員」 既 存 者 配 \mathcal{O} 置 と 配 販 置 売 同 員 業者 項第三号」 \mathcal{O} 配 置 同 と 員 項 第 と 同 号」 同 条

٢, と 薬 局 第二号中 又 八は店 舗 「薬 局 لح あ 又は店 る \mathcal{O} 舗 は 区 とあるのは . 域 _ と、 区 登 域 録 販 売 とあるのは 者」 لح あ る 「第二号中 \mathcal{O} は 既 存 薬 配 局 置 又 販 は 売業 店 舗 者 \mathcal{O} と 配 あ 置 る 員

条第一

項

中

と

同

条

第

五.

項」

薬

局

又

は

店

舗

とあ

る

 \mathcal{O}

は

区

域

とあ

る

 \mathcal{O}

は

同

条

第

五.

項

 \mathcal{O}

は

「区域」

と

同号中

「登録」

販売者」

とあ

る

 \mathcal{O}

は

「既

存配置販

売業者

の配置員」

と、

配配

置

した当該

般用医薬品を使用する者」とあるのは 「配置した当該 般用医薬品を使用する者」と、 同項第六号中

登録販売者」とあるのは 「既存配置販売業者の配置員」 とする。

附則第十 ·九条中 新施 行 規則第百 五. 十九 条 を 「薬事 法施行規則第百五十五 条 に改める。

附則第二十一 条中 新 施行品 規則第百五十六条」 を 薬 事 法施行员 規 別第百一 五十八条の二」 に改め、 「 及 び

配 置 [販売業者] を削 ŋ 配置販売業者、 薬事 法の一 部を改正する法律 (平成十八年法律第六十九号。

以下 「改正法」 という。 附則第二条に規定する既存 般販売業者、 改正 法附則第五条に規定する既存 薬

種 商 を 「及び」に、 改 正 法 \mathcal{O} 施行 \mathcal{O} 日 を 薬 事 法 \mathcal{O} 部を改 正す る法 律 平 成 + 八年 法 律 第六十

九号。 以 下 「改正法」という。 \mathcal{O} 施 行の日」 に改め、 「限る。)」の下に「」と、 「配置販売業者」と

あるのは「配置販売業者」を加える。